

第 5 章

市民の不安を解消し、 これまでの暮らしを取り戻す

第1節 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保

- 1.被災者への生活支援
- 2.被災者の健康支援
- 3.地域福祉の復旧・復興
- 4.地域医療の復旧・復興

第2節 住まいの再建

- 1.恒久住宅の復旧・復興

第3節 職の再建

- 1.雇用の維持と創出

第4節 各種公共施設の復旧と復興

- 1.行政庁舎の復旧整備
- 2.消防施設等の復旧・再編

第5節 生活環境の整備

- 1.災害廃棄物の処理
- 2.震災に係る犠牲者の哀悼施設の整備
- 3.公共交通の復旧

第1節 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保

1. 被災者への生活支援

本震災により、多くの市民が犠牲になり、住居や家財などの財産を失ったことから被災者の生活の立て直しを支援するため、災害弔慰金および災害援護資金の迅速な支給などを行いました。また、災害ボランティアセンターなどの運営支援をはじめ、被災者からの相談対応および消費生活情報の提供など、被災者の生活再建に向けた取組みを行いました。支援が必要な応急仮設住宅、在宅で生活する被災した高齢者・要介護者・障害のある方などへ応急的な各種サービスを提供するため、生活支援や相談などを行うとともに、車などの交通手段を失った応急仮設住宅、在宅などの被災者に、住民バスの運行などの支援を実施しました。

(1) 生活に必要な資金の支援

①災害弔慰金・災害障害見舞金給付事業

■災害弔慰金支給事業

本震災により死亡された市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行いました。

- ・支給対象 本震災により死亡した者（行方不明者を含む）で、被害を受けた当時本市に住所を有していた方の遺族。

- ・遺族の範囲・順位

支給順位	支給対象となる遺族	
1	死亡された方によって主として生計を維持されていた遺族	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外の遺族	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母
11	死亡された方の死亡当時その方と同居し、または生計を同じくしていた遺族	兄弟姉妹

※災害に関連して死亡された方については、因果関係の有無を支給審査委員会にて判定する。

- ・支給金額 弔慰金の額は、死亡者のその世帯における生計維持の状況により、次のとおりとなります。

生計を主として維持していた場合※1	500万円
その他の場合	250万円

※1 「生計を主として維持していた場合」とは、次の (a) と (b) のいずれにも該当する場合である。

- (a) 死亡者が受給遺族の主たる扶養者であったとみられる場合
- (b) 受給遺族に収入がない場合または受給遺族の所得が所得税法に規定する総所得金額で38万円（給与収入のみの場合は、103万円）以下の場合

- ・支給制限 当該死亡に関し、その方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金（賞じゅつ金など）が支給される場合は、災害弔慰金は支給されません。
- ・財 源 国 1/2、県 1/4、市 1/4

❖支給状況（2023（令和 5）年 3 月 31 日現在）

区分	支給金額(万円)	件数	金額(千円)	うち直接死件数	うち関連死件数
生計維持者	500	647	3,235,000	570	77
その他	250	2,953	7,381,250	2,754	199
総計		3,600	10,616,250	3,324	276

■災害障害見舞金支給事業

本震災により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行いました。

- ・支給対象 被災当時、市内に住所を有し、災害により下記に掲げる障害を受けた方。

(a) 両目が失明した方 (b) 咀嚼および言語の機能を廃した方 (c) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 (d) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 (e) 両上肢のひじ関節以上で失った方 (f) 両上肢の用を全廃した方 (g) 両下肢をひざ関節以上で失った方 (h) 両下肢の用を全廃した方 (i) 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前 (a) ～ (h) と同程度以上と認められる方

※以上の障害程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する1級の障害に準拠したものである。

※災害障害見舞金の支給は、因果関係の有無などを支給審査委員会にて判定する。

- ・支給金額

生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円
その他の方が重度の障害を受けた場合	125万円

- ・財 源 国 1/2、県 1/4、市 1/4

❖支給状況（2023（令和 5）年 3 月 31 日現在）

区分	支給金額(万円)	件数	金額(千円)
生計維持者	250	2	5,000
その他	125	4	5,000
総計		6	10,000

▶事業を振り返って

災害弔慰金については、本震災により死亡された方の遺族の確認作業を行い、直接死に対する支給は完了しており、遺族の市民に対する福祉および生活の安定に寄与したと考えます。なお、関連死については弔慰金支給に申請期限がないことから、申請の可能性は否定できませんが、カルテなどの法令上の保存年限（5 年）が経過しており、震災との関連を挙証することが困難となっています。

災害障害見舞金については、本震災で負傷または疾病により精神や身体に著しい障害を受けた市民に対する福祉および生活の安定に寄与したと考えます。障害と本震災との因果関係がある場合を対象とするものであり、2015（平成 27）年度から申請はない状況となっていますが、申請期限がないことから、申請見込の低い現在（2023（令和 5）年 12 月）においても継続しています。

②プレハブ仮設集約時家賃助成事業

応急仮設住宅に入居している被災者が民間賃貸住宅に転居を希望する場合に、家賃などの一部を助成することにより、被災世帯の経済的負担の軽減を図り、自立生活を促しました。

❖事業実績

年度	件数	金額(円)
2017(H29)	2	989,550
2018(H30)	3	1,300,000
2019(R元)	3	474,000
2020(R2)	2	396,000

▶事業を振り返って

プレハブ仮設住宅入居者のうち、復興住宅の入居要件に該当しないなどの理由により民間賃貸住宅を再建先とする場合に一定期間家賃相当額を補助することで、被災者の早期復興に資するものです。

本事業の開始と同時期に復興公営住宅の入居要件が緩和されたことから、本事業の活用は少ないものとなりました。

③災害援護資金貸付事業

震災当時、市内に居住していた世帯で、世帯主が本震災により1カ月以上の療養期間が必要な負傷を負った世帯、または家財などに1/3以上の被害があった世帯に対し、被災者の生活の再建に資するため被災規模により150万円から350万円を上限として貸し付けを行いました。

- 貸付対象 被災日(2011(平成23)年3月11日)に、市内に居住していた世帯。
世帯主が震災で1カ月以上の療養期間が必要な負傷を負った世帯または家財などに1/3以上の被害があった世帯。

※世帯の人数により所得制限があり、2009(平成21)年分の総所得額により判定(下表のとおり)。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	世帯人数が1人増えるごとに、730万円に30万円を加えた額

※住居全体が流失・滅失した場合、世帯人数に関係なく、1,270万円が上限となる。

※同一世帯、同一生計世帯の複数の申込みはできない。

- 貸付限度額 けがの程度、損害の種類・程度で貸付限度額が変わります。借家に居住していても被災された方は、原則家財の損害のみとなります。ただし、住居全体の滅失・流失や取り壊しのために引き続き居住できない場合は対象となります。
- 世帯主がおおむね1カ月以上の療養期間が必要な負傷があった場合の貸付限度額

被害の程度	貸付限度額
家財および住居の損害がない場合	150万円
住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	250万円
住居が大規模半壊・半壊した場合 (かつこ内は、被災した住宅を建て直すに当たり残存部分を取り壊さざるを得ない場合)	270万円 (350万円)
住居が全壊した場合	350万円

- ・世帯主に負傷がない場合の貸付限度額

被害の程度	貸付限度額
住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	150万円
住居が半壊した場合 (かつこ内は、被災した住宅を建て直すに当たり残存部分を取り壊さざるを得ない場合)	170万円 (250万円)
住居が全壊した場合 (かつこ内は、被災した住宅を建て直すに当たり残存部分を取り壊さざるを得ない場合)	250万円 (350万円)
住居の全体が滅失し、または流失した場合	350万円

- ・貸付条件 利率：連帯保証人ありの場合無利子
連帯保証人なしの場合据置期間経過後年 1.5%
償還期間：13 年（据置期間を含む）
据置期間：6 年（世帯主の死亡や住居が全壊など特別の事情がある場合は 8 年）
償還方法：月賦、半年賦、年賦（元利均等償還・繰上償還可）

- ・財 源 県貸付金（貸付財源負担：国 2/3、県 1/3）

❖貸付状況（2023（令和5）年 3 月 31 日現在）

貸付人数(人)	3,064
貸付総額(円)	6,425,517,000

❖災害援護資金貸付金貸付状況

年度	件数	金額(円)	平均貸付金額(円)
2011(H23)	2,380	4,957,530,000	2,082,996
2012(H24)	400	817,970,000	2,044,925
2013(H25)	134	312,770,000	2,334,104
2014(H26)	50	121,430,000	2,428,600
2015(H27)	42	96,278,000	2,292,333
2016(H28)	21	50,339,000	2,397,095
2017(H29)	22	41,600,000	1,890,909
2018(H30)	8	17,100,000	2,137,500
2019(R元)	4	7,000,000	1,750,000
2020(R2)	1	300,000	300,000
2021(R3)	1	1,700,000	1,700,000
2022(R4)	1	1,500,000	1,500,000
合計	3,064	6,425,517,000	2,097,101

▶事業を振り返って

所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、現在（2023（令和5）年12月）においても生活困窮の状況から抜け出せず償還困難な方が多数存在しており、債権回収には相当な時間と費用を要すると推測されますが、国への償還期限は自治体が借り入れてから14年と定められており、期限まで回収できなかった分は自治体が肩代わりをして県や国へ返還しなければなりません。また、事務経費は災害援護資金の利子をもって充てる定めがありますが、県や国への償還期限を前に大幅な不足が生じることが想定されます。

④災害義援金の適切配分及び早期支給事業

本震災の被災者に対し、日本赤十字社・中央共同募金会など(国)に寄せられた義援金、宮城県に寄せられた義援金および本市に寄せられた義援金を被災の種類や程度に応じて配分しました。

❖災害義援金支給状況

	支給件数	金額(千円)
義援金受付団体分 (日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK 厚生文化事業団)	620,219	43,475,496
宮城県受付分	358,909	6,619,039
石巻市受付分	283,813	1,343,734
合計	1,262,941	51,438,269

※災害義援金の配分状況などの詳細は資料編(P394)に掲載。

▶事業を振り返って

生活再建が必要となる被災者に対し、生活再建支援制度などが整備される前に迅速に現金を配分することにより、物品などの購入をはじめとした生活の再建に大いに寄与するものであったと考えられます。また、同時に、寄附された方々の思いも伝達することができたと考えられます。

⑤震災奨学金給付事業

2012(平成24)年度より、震災当時市内に住所を有していた親が本震災により死亡または行方不明となり、両親がいなくなった小・中・高校生を対象に奨学金を給付しています。奨学金の財源については、従来からあった奨学金基金を充当しており、また、本事業に対する寄附を受領した場合は、奨学金基金へ積立し、奨学金の財源としています。当初の給付見込額を上回る寄附金が寄せられたため、2014(平成26)年度より新たに一時金を給付することとしました(2012(平成24)年度まで遡って支給)。なお、2015(平成27)年度をもって、寄附額が給付予定額にほぼ達したため、寄附金の受け入れを終了しました。

- ・給付額 月額金：小学生1万円(年額12万円)、中学生2万円(年額24万円)、高校生3万円(年額36万円)
一時金：中学校卒業時30万円、高校卒業時50万円
- ・給付期間 2012(平成24)年度から対象者が高校を卒業するまで(ただし、学校教育法に規定する修業年限内)。
- ・給付対象者 43人
- ・給付見込総額 95,970,000円

❖寄附受付状況

年度	金額(円)	件数
2011(H23)	2,152,000	6件(企業2件、団体3件、個人1件)
2012(H24)	26,494,071	131件(企業83件、団体22件、個人26件)
2013(H25)	20,382,753	84件(企業20件、団体30件、個人34件)
2014(H26)	31,455,603	91件(企業22件、団体28件、個人41件)
2015(H27)	15,635,026	55件(企業20件、団体11件、個人24件)
合計	96,119,453	367件(企業147件、団体94件、個人126件)

▶事業を振り返って

多くの企業や団体、個人からいただいた寄附金を財源に、本震災により親が亡くなった震災孤児に対し、修学に必要な学資や進学に係る一時費用を給付することにより、安定した修学機会を提供することができました。給付対象者が確定していることから、今後も事業計画に基づき、2027(令和9)年度に全ての震災孤児が高校を卒業するまで、給付金の支給を継続する必要があります。

(2) 災害ボランティア活動の円滑な運営支援

①災害ボランティアセンター運営支援事業

全国から参集するボランティアの登録受付や被災者ニーズと支援活動とのマッチング作業、ボランティア派遣業務などに対し補助金を交付しました。

- ・補助金交付実績 2011(平成23)年度：1,800万円
2012(平成24)年度：250万円
2013(平成25)年度：250万円

●石巻市災害ボランティアセンターの概要と震災発生前の準備

宮城県と石巻市(以下「市」という)、石巻市社会福祉協議会(以下「市社協」という)は2005(平成17)年9月13日、大規模災害時における三者協定「災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を交わしました※1。「石巻市災害ボランティアセンター(以下「災害VC」という)」の設置・運営については、市社協が主体となり、市も連携・協力を行うものとしています。

市社協では、宮城県北部連続地震をはじめ、新潟県中越地震などの各被災地へ職員派遣を行ってきたことから、職員の半数以上が被災地支援などの経験をされていました。当時、高い確率で宮城県沖地震の発生が予想されていたこともあり、市社協が行う災害に備えたフォーラム、研修の開催に対し、市から災害ボランティアセンター事業に係る補助金を交付するとともに、市社協には総合防災訓練などにも積極的に参加していただきました。

このような経験がある中で、本震災直後の3月13日、災害VCの設置に関する覚書に基づき、市から市社協へ災害VCの設置を要請し、3月15日から11月30日まで、石巻専修大学5号館に災害VCが設置されました。なお、12月1日から災害VCを「旧明友館」に移設し、閉所するまで設置されました。

※1 2023(令和5)年3月28日に、新たに市と市社協間で「災害VCの設置・運営等に関する協定」を締結し、円滑な災害VCの設置やボランティア活動の円滑化が図られるよう双方の役割などを明確にした。



災害VC受付



石巻専修大学に設置された災害VC

●市社協が挙げる災害 VC のポイント

- 宮城県沖地震の発生が想定されていたため、危機感を持ち、災害 VC の設置と必要性について検討してきました。また、大規模な災害が発生した場合、仙台までは大勢のボランティアは来ても、石巻まで来るボランティアは少ないとの予測をしていました。
- 災害発生時は通信網がまひすることから、市社協本所および各支所・施設と緊急時の連絡ができるよう無線機を配備していました。このため、職員の安否と被害状況を確認するとともに、報告・連絡・相談を円滑に行うことができました。
- 勤務中の地震発生であったことから、直ちに日和山にある老人福祉施設（寿楽荘）に市社協本所の全職員が避難して災害 VC の設置について協議し、職員の意思統一を図りました。
- 市社協職員の中に全国災害ボランティア活動支援プロジェクト会議のメンバーがいたことから、携帯電話が通じるうちに、同プロジェクト会議や全国共同募金会などに連絡し、NPO などのボランティアの要請と物資の依頼をしました。
- 日頃から、業務において市社協と市で密接に連携をしていたことから、災害 VC の拠点となる場所（石巻専修大学）を事前に決めていました。
- 災害 VC の運営は、事務局長を統括責任者、課長 2 人を副総括としたほか、総務班、受付（登録）班、ニーズ班、マッチング班などを設け、役割分担を明確にしました。
- 当初の 3 カ月間は職員 47 人体制（ヘルパーは福祉避難所支援、施設職員は施設の清掃など、利用者の受入準備）でしたが、3 月下旬から全国の社協（近畿、四国、中国エリアの市町村社協）のほか、自主的支援の社協や県内の大崎市社協の職員派遣支援をいただきました。
- 情報の錯綜を防止するため、報道関係についての情報発信の窓口の一本化を図ったほか、市や他の機関などの連絡調整の窓口の一本化を図りました。
- 2011(平成 23)年度の市社協としての全事業を凍結し、災害 VC 運営による災害 VC 支援を優先することを理事会にて決定しました。また、介護保険事業および障害福祉施設については可能な範囲での事業を再開することとしたほか、老人クラブなどの各福祉団体などは自主運営とし、災害復旧に伴って被害の少なかった内部の支所より段階的に事業を再開しました。



ボランティア作業（泥かき）



ボランティア作業（散髪奉仕）

●災害 VC の組織

・本部

災害対策要綱に基づき、大規模災害発生時において被災住民に対し、ボランティアによる支援活動を円滑で効果的かつ安全に実施するため、センター運営の方針を決定します。行政などの関係機関との連絡調整を行うとともに情報の一元化を図り、来客と報道などへの対応も行いました。

・総務班

資金・義援金・物資の管理、会計、情報の収集および発信ならびに証明・記録などの事務（本部と一体としました）。

・受付班

ボランティアの受付および募集、活動の諸注意、オリエンテーリング。

・登録班

登録・保険の加入手続きおよびボランティアの照会ならびに保険申請事務。

・ニーズ班

電話や来所による被災住民からのボランティア派遣依頼の受付（ニーズ票作成）、ニーズ調査（被災地域へのセンターチラシの配布）、ボランティアおよび支援者からの問い合わせに対応し、現地までの交通情報、地理的情報を提供。

・地図班

ニーズ票を基に、センターから派遣現場への地図を準備。また、道路状況を把握し、各班に情報を提供。

・マッチング班

ニーズ票の内容により、必要なボランティア・資材数及び情報班からの情報をボランティアに提供するなどを検討し、現地へ派遣。ボランティア活動報告書に基づき、ボランティア活動の進捗状況を踏まえ、今後の活動展開を検討。

・資材班

資機材・物資の管理および調達、使用施設の管理。

・情報班

ニーズ票および市民からの問い合わせに対し、現地の状況確認が必要な場合は現地調査を行い、ボランティア派遣の可否を判断。また、県外からの独自支援ボランティア（NPOを含む）の情報を把握し、連携のための連絡調整。



桜の下で休憩するボランティア



被災者の心の支えにもなったボランティアの支援

(3) 消費生活相談等業務の実施

①市報臨時号発行委託業務

本震災関連の情報を伝える災害臨時号を 2011(平成 23)年 9 月まで平均月 2 回発行し、復興計画特集号を同年 12 月、復興特集号を 2012(平成 24)年 3 月に発行しました。

内容としては、被害状況、生活支援(各種制度、義援金、支援金)、応急仮設住宅、がれき撤去、復興計画などの災害支援情報、行政情報を掲載しました。また、復興計画特集号には、石巻市震災復興基本計画(案)の主な重点プロジェクト事業のタイムテーブルや「意見交換会」開催時の主な Q&A を掲載しました。

❖事業実績

タイトル	発行日	判型	ページ数	部数
災害臨時号第 1 号	2011(H23)年 3 月 27 日	A3	両面	7,000
災害臨時号第 2 号	2011(H23)年 4 月 3 日	A3	両面	7,000
災害臨時号第 3 号	2011(H23)年 4 月 13 日	A3	両面	41,000
災害臨時号第 4 号	2011(H23)年 4 月 27 日	A3	両面	41,000
災害臨時号第 5 号	2011(H23)年 5 月 17 日	A4	8	63,000
災害臨時号第 6 号	2011(H23)年 6 月 1 日	A4	8	63,000
災害臨時号第 7 号	2011(H23)年 6 月 15 日	A4	8	63,000
災害臨時号第 8 号	2011(H23)年 7 月 1 日	A4	8	63,000
災害臨時号第 9 号	2011(H23)年 7 月 15 日	A4	8	62,000
災害臨時号第 10 号	2011(H23)年 8 月 1 日	A4	8	62,000
災害臨時号第 11 号	2011(H23)年 8 月 15 日	A4	8	62,000
災害臨時号第 12 号	2011(H23)年 9 月 1 日	A4	8	63,500
災害臨時号第 13 号	2011(H23)年 9 月 15 日	A4	8	63,500
復興計画特集号	2011(H23)年 12 月 13 日	A4	8	63,500
復興特集号	2012(H24)年 3 月 15 日	A4	8	63,500

▶事業を振り返って

被災直後には、被災状況や支援制度の受付開始に併せた市報の発行ができ、その後も復興計画特集号を発行するなど、震災関連情報を的確に提供できました。

❖災害臨時号第 1 号



②市報復興情報発行事業

通常の市報（毎月1日発行）に加え、主に復旧・復興関連情報および被災者支援情報を中心に掲載した市報復興号を発行し、タイムリーな情報提供を行いました。

❖事業実績

年度	タイトル	発行日	部数	内容
2012(H24)	市報復興号	毎月15日	月63,500	4～10月:4ページ、11～1月・3月:8ページ、2月:12ページ
2013(H25)	市報復興号	毎月15日	月63,500	8ページ
2014(H26)	市報復興号	毎月15日	月63,500	8ページ
2015(H27)	市報復興号	毎月15日	月64,000	8ページ
2016(H28)	市報復興号	毎月15日	月65,000	8ページ
2017(H29)	市報復興特集号	平成29年4月1日	月65,000	8ページ
	市報復興号	毎月15日	月65,000	8ページ
2018(H30)	市報1日号	毎月1日	月65,000	16ページ中4ページ復興情報掲載
	市報復興特集号	平成30年9月15日	月65,000	8ページ
	市報復興特集号	平成31年3月15日	月65,000	8ページ
2019(R元)	市報1日号	毎月1日	月63,000	16ページ中4ページ復興情報掲載
	市報復興特集号	令和元年11月15日	月63,000	8ページ
	市報復興特集号	令和2年3月15日	月63,000	8ページ
2020(R2)	市報1日号	毎月1日	月63,000	16ページ中4ページ復興情報掲載
	市報復興特集号	令和2年10月15日号	月63,000	8ページ
	市報復興特集号	令和3年3月15日号	月63,000	8ページ

▶事業を振り返って

復興に関わる情報を発信する目的のもと、多くの震災復興関連の情報や将来のまちの姿などをイメージ図や現況写真などを使用し、復興の状況や復興関連情報を分かりやすく的確に伝えることができました。また、減災への第一歩となるよう、いざという時のための災害への備えなどの取り組みを継続して紹介し、防災意識の高揚を図りました。

❖市報 2012(平成24)年4月15日号



③全国避難者市報等郵送事業

全国避難者情報システムに登録している市民や市外のみなし仮設住宅に入居している被災した市民などへ、市報の発行に併せて郵送しました。

❖ 1 回当たり平均通数

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)
通数	2,743	2,599	2,347	2,031	1,580	1,244	834	111	110

▶ 事業を振り返って

市の広報紙を通じて行政情報や復興状況の情報を発信することは、被災者に対する安心につながる取り組みであり、市外で生活している市民へ本市の現状や復興の進捗状況を知らせることができました。

なお、復興公営住宅への入居など住宅再建の進捗に併せ、郵送希望者が年々減少してきたことから、郵送対象者へ意向調査を実施し、事業継続の必要性について検討してきました。

本震災から 10 年を迎え、復興事業が一区切りとなり、事業開始当初の目的を達成したことから 2020（令和 2）年度をもって終了しましたが、一部の郵送対象者からは継続の希望の声がありました。

④消費者行政対策事業

消費者被害の未然防止と救済に取り組んだほか、自立した消費者の育成を図るため、消費者教育と消費生活に関する啓発を促進しました。

・消費生活相談員による消費生活相談

消費者被害の未然防止と救済を図るため、消費生活相談員を配置し聞き取りにより相談内容や問題点などを把握するとともに、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家を紹介するなど問題解決に努めました。

・消費生活相談員等のレベルアップ

消費生活相談員のさらなるレベルアップのため、研修参加機会の増強を行いました。

・ラジオ石巻による啓発

週 3 回、2 分程度の放送により、悪質商法の手口の紹介や被害防止の注意喚起を行いました。

・地元紙「石巻かほく」への記事掲載

毎月 1 回、5 段 1/4 スペースにさまざまな消費者被害の事例を掲載し注意喚起を行いました。

・消費者講演会等の実施

市内小・中・高生を対象とした弁護士による消費者教育のための講演会（年間小・中学校 8 回、高校 2 回分程度予算確保）、市民対象の消費者講演会「消費者被害にあわないために」の開催（年間 1 回予算確保）。

・消費生活に係る啓発グッズの作製

高齢者などの詐欺被害防止を目的とした啓発用物品の作製（年間 1 万個程度）。

❖ 消費生活相談件数

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	合計
件数	1,365	1,055	1,053	1,142	1,063	937	1,084	1,128	1,105	1,085	11,017

▶事業を振り返って

被災後、災害に便乗した悪質商法が横行したことから、消費生活相談員のスキルアップを図るとともにラジオ放送・新聞広告などによる啓発事業の実施により、消費者被害の未然防止と救済に取り組みましたが、相談内容は複雑・深刻なものが多くありました。そのような中で、消費生活相談員が市民からの相談に迅速かつ適切な対応を行うとともに、情報資料などを提供することにより、消費者への啓発に寄与することができました。震災の影響で多重債務に陥る方も多く、特に20代の若者や60代以上からの相談が多くありました。今後も各年齢層に合わせた広報・啓発事業の充実を図るとともに、消費者被害の注意喚起として各種事業を継続する必要があります。

なお、震災に関連してお金に関することを中心にあらゆる消費生活相談が寄せられました。主な相談内容としては「震災で家や自動車が消失したのにローンを払い続ける二重ローンの問題」「震災で職を失い、ローンが払えなくなった」「家が損壊し、点検すると言って不要な工事をする点検商法の相談」「り災証明の判定に納得がいかない(補償される金額が少ない)」「生命保険や相続に関する相談」などがありました。

ローンに関しては国の「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を案内し、被災者を支援しました。被災後に特有の相談については、ラジオ放送や新聞広告などにより注意を促しました。

(4) 応急仮設サポートセンター等の整備と支援の実施

① 応急仮設住宅から復興公営住宅等への移行に伴う孤立防止事業

蛇田エリアの復興公営住宅において、人や地域につなげる「つながりづくりの場」や住民同士の支え合う地域づくりの大切さを学ぶ「学びの場」を提供するとともに、生活に課題を抱えている「支援が必要な人への支援」の3つの取り組みからなる「孤立を生まない地域づくり」を各種支援機関との調和を図りながら行い、孤立や閉じこもりの防止につなげました。

●事業概要

- ・共助型復興住宅入居者に対して相談などの支援を行う。
- ・復興公営住宅の集会所などで、相談会や移動サロンなどを開催し「つながりづくりの場」を提供する。
- ・復興公営住宅の入居者などを対象として、孤立防止を目的とした地域づくりと支え合いの勉強会などを開催し、「学びの場」を提供する。
- ・蛇田地区連携支援会議の開催や、自宅以外の場での生活支援が必要な人の緊急受け入れなど、「支援が必要な人の支援」を行う。

●事業実績

- ・つながりづくりの場

移動サロンの開催:住民相互の交流の場となるお茶会、健康クイズ、体操、調理活動などを実施。

❖開催実績

年度	開催回数(回)	延べ参加人数(人)
2018(H30)	133	1,223
2019(R元)	143	1,327
2020(R2)	42	487

- 学びの場

(a) 勉強会の開催：住民を対象とした地域づくりや支え合いに関する講話などを実施。

❖開催実績

年度	開催回数(回)	述べ参加人数(人)
2018(H30)	4	56
2019(R元)	4	114
2020(R2)	—	—

※ 2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

(b) 広報誌の発行：蛇田地域の各復興公営住宅、各種支援機関などに対し、活動紹介などを掲載した広報誌を偶数月に 1,800 部発行しました。

- 支援が必要な人への支援

体調不良や持病により閉じこもりがちな住民宅への個別定期訪問を実施し、必要に応じ各種支援機関に取り次ぐ対応を行いました。

❖支援実績

年度	見守り対象(世帯)	個別訪問対象(世帯)
2018(H30)	15	8
2019(R元)	22	8
2020(R2)	75	75

▶事業を振り返って

新型コロナウイルス感染症の影響により、移動サロンなどの住民が一堂に会する活動は縮小せざるを得ない状況でしたが、個別訪問に注力したことで住民の孤立防止が図られました。

また、2020（令和 2）年度は事業実施の最終年度であったことから、事業の総括や関係機関へ個別ケースを引継ぐなどの事業終了に向けた取り組みを行いました。

②応急仮設住宅運営管理補助事業

応急仮設住宅の供与を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図りました。

●入居者概要

- プレハブ仮設住宅（ピーク時） 団 地 数：134 団地
整備戸数：7,153 戸
入居者数：16,788 人
- みなし仮設住宅（ピーク時） 整備戸数：5,808 戸
入居者数：15,482 人

※応急仮設住宅の詳細は、第 2 章（P93）に掲載。

▶事業を振り返って

県補助金を活用し、集会所の維持管理、敷地修繕および廃棄物処理を含め、応急仮設住宅の共同利用施設の適正な維持管理が図られました。応急仮設住宅は、避難所の次に、2年をめどとする短期間の生活を支援するものですが、本震災では、長期間の居住を強いられることとなりました。そのため、住宅機能強化、劣化対応などはもちろん、心の問題や近隣住民とのトラブル、居住者・世帯のライフサイクルの変化に伴う再建先ニーズの変化などが激しく、移転・再建の確定が困難でした。特に復興公営住宅への移転希望者は、移転可能になった段階でも、賃料

がない応急仮設住宅に退去期限ぎりぎりまで入居する世帯も多く見られました。特定延長制度のもとで、供与期限が延長された世帯が入居している間の維持管理を行ってきましたが、2020（令和2）年1月に最後の入居者が退去したことに伴い、維持管理業務は終了しました。

③ 応急仮設住宅被災者自立生活支援事業

応急仮設住宅入居者のうち、自立する方法や時期などについて判断できかねている高齢者や障害者などの世帯に対し、自立再建に向けた相談や手続きなどの支援を実施しました。また、さまざまな課題を抱えた被災者に対し、伴走する形で住まい探しや課題の解決に取り組むため、2017（平成29）年10月より伴走型被災者支援事業を実施しました。

❖ 活動実績

年度	自立再建支援(世帯)	伴走型(世帯)
2015(H27)	30	未実施
2016(H28)	229	未実施
2017(H29)	304	84
2018(H30)	192	119

▶ 事業を振り返って

応急仮設住宅から恒久住宅などへの移転が進み、応急仮設住宅団地の虫食い状態が進むことにより、コミュニティの低下や孤立化も進み、高齢者などのひきこもりや健康状態の悪化が懸念されました。応急仮設住宅入居者のうち、高齢や障害のある方など、自立する道筋を立てられない世帯（自立困難世帯）には「自立生活支援専門員」（保健・医療・福祉の専門職）が、専門職の対応は必要としないものの自立に向けた支援が必要な対象者（自立未定世帯等）には「自立生活支援員」（復興支援員）が、複合的な課題を抱えた世帯には「伴走型支援員」が相互に連携しながら、訪問などで入居者への説明や聞き取りを丁寧に行い、具体的な支援により自立再建につなげました。

④ 支え合い活動支援事業

復興公営住宅などにおいて、継続的な見守りや地域での「顔の見える関係づくり」を推進し、引きこもりや孤立などのリスク軽減を図るため、サロン活動を実施する団体に対し、活動経費の一部として年間3万円を上限に助成金を支給しました。

● 助成内容

- ・助成額 1団体3万円
- ・助成期間 1団体につき上限4年
- ・対象団体 地域住民が主体となって活動する団体で、以下の要件を満たすもの。
 - (a) グループ登録者10人以上（年齢要件なし）。
 - (b) 地域の集会場などで地域住民が集える場所で行う活動。
 - (c) 原則月1回は活動することとし、年間延べ利用者数が120人以上かつ年間おおむね12回以上活動。
 - (d) 被災者および既存コミュニティの住民による小地域福祉活動。

❖事業実績

年度	補助金交付団体数(件)	補助金額(a)(円)	業務委託料(b)(円)	事業費合計(a+b)(円)
2016(H28)	82	2,460,000	2,556,360	5,016,360
2017(H29)	111	3,330,000	3,380,400	6,710,400
2018(H30)	151	4,505,844	3,354,480	7,860,324
2019(R元)	168	5,011,770	2,857,229	7,868,999
2020(R2)	96	2,760,101	2,925,407	5,685,508
2021(R3)	60	1,723,726	2,283,600	4,007,326
2022(R4)	33	989,037	2,108,700	3,097,737

❖地区別申請件数

年度		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
地区								
石巻地区	石巻	5	5	6	9	2	3	3
	住吉	6	10	16	16	14	1	2
	門脇	2	1	3	3	2	2	0
	湊	7	11	14	19	8	5	3
	山下	4	6	11	12	7	5	0
	蛇田	5	10	13	17	13	8	4
	荻浜	0	0	0	0	0	0	0
	渡波	8	8	17	18	13	8	6
	稲井	5	4	7	6	4	2	1
	釜大街道	7	10	11	15	6	8	5
小計		49	65	98	115	69	42	24
総合支所 地区	河北	7	12	9	9	1	1	1
	雄勝	1	0	1	1	0	0	0
	河南	21	24	30	28	13	8	2
	桃生	4	9	11	11	9	5	3
	北上	0	0	0	0	0	0	0
	牡鹿	0	1	2	4	4	4	3
	小計	33	46	53	53	27	18	9
合計		82	111	151	168	96	60	33

▶事業を振り返って

サロン活動を通じて小規模の地域コミュニティが形成され、地域での孤立やひきこもりのリスク軽減が図られていると考えます。

また、コロナ禍においても活動の継続を支援するため要件緩和を行ったことにより、活動内容の工夫が見られ会員同士の見守り活動につながったケースもあり、支え合いの意識が醸成されるとともに、孤立防止や途切れないコミュニティの形成支援が図られました。

⑤障害者共同生活援助施設整備事業

災害救助法に基づき設置された福祉仮設住宅を本設化するため、新たに施設を整備する社会福祉法人などに対し、その費用の一部を補助しました。

❖補助金交付実績

(単位:千円)

補助金交付先	対象施設	所在地	交付金額 (建物)	交付金額 (土地)	交付金額合計
社会福祉法人 石巻祥心会	ふわり	石巻市門脇字捨喰6	23,316	0	23,316
	おひさま	石巻市さくら町6-1	21,872	12,741	34,613
	ひまわり	石巻市鮎川浜清崎山7-24	17,551	0	17,551
合計			62,739	12,741	75,480

▶事業を振り返って

福祉仮設住宅を本設化することにより、自立生活が困難な障害者の住まいを確保するとともに、災害救助法による応急仮設住宅(グループホーム型福祉仮設住宅)の解消につながりました。

⑥地域包括ケア推進事業

■出前講座の実施

「地域福祉」や「ささえあい活動」についての講座を行いました。引き続き、地域共生社会においての支え合い活動の重要性、必要性について学んだり、地域住民が相互に交流し共に支え合いながら生活し続けることができるよう、一緒に考えたりすることで、全ての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる「地域づくり」を推進します。

❖出前講座実績

年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
実施回数	17	38	77	43	9	9	3
延べ人数(人)	495	765	1,951	1,571	300	217	63

■地域の支え合いを考える大会の実施

本市が策定した「第4期地域福祉計画」に基づき、「気づく」「つながる」「支える」を3つの基本的視点として、住民同士の支え合い、助け合いによる地域の福祉力を高める取り組みを進めており、身近な場所での相談や支援、関係機関へのつなぎなどの支え合い活動について、市民と共に考え、理解を深めることを目的に開催しています。

❖地域の支え合いを考える大会実績

年度	開催日	参加者数(人)	備考
2017(H29)	11月18日	301	市内の14町内会関係者など
2018(H30)	12月2日	320	地域住民・関係者など
2019(R元)	11月19日	184	地域住民・関係者など
2020(R2)	コロナ禍のため未実施		
2021(R3)	11月21日	270	市民・福祉関係者など
2022(R4)	11月12日	280	地域住民・福祉関係者など

■地域の支え合いを考える市民講座の実施

2020(令和2)年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、市全域を対象とした「地域の支え合いを考える大会」が中止となったことから、「地域の支え合いを考える市民講座」を開催しました。「傾聴を身に付ける」講話と実技講習などを行うことにより、住民同士の支え合い活動や、地域住民主体による積極的な地域づくりを推進しました。

- ・地域の支え合いを考える市民講座実績 開催日:2021(令和3)年2月27日
参加者:市民・福祉関係者など25人(河北地区において実施)

▶事業を振り返って

地域住民の身近に発生した生活課題を把握し、早急に解決に向けて取り組む体制づくりの構築に寄与することができました。今後も次世代型地域包括ケアシステムの推進に向けて、共に支え合う地域づくりの強化について、住民や関係機関と共に積極的な取り組みを行っていく必要があります。

⑦被災者生活支援事業

応急仮設住宅などにおける相談・生活支援を推進するため、「県地域支え合い体制づくり事業実施要綱」に基づき、被災者生活支援事業を展開し、本震災による被災者の生活支援を図ることを目的とし、被災者の生活再建のフェーズにより事業内容を変化させ、応急仮設住宅における生活支援から現在の復興公営住宅の見守り支援へと、ニーズに沿った支援を行いました。

●主な内容

事業名	事業内容など
社会福祉士等相談支援事業	社会福祉士などの専門職による相談支援、生活支援などを実施する。
心のサポート拠点事業	臨床心理士などの専門職による相談支援を実施するとともに、心のサポート拠点を整備する。
認知症グループホームへの避難者食費等助成事業	緊急避難的に認知症グループホームに要介護者を受け入れた事業者に対し助成する(2011(H23)年度限り)。
その他専門職種の者等による支援事業	地方自治法に基づく協定派遣による保健師などの受入れを行う。
ささえあいセンター管理運営事業	拠点施設およびセンターの管理運営、相談支援、サロン事業などの展開および仮設住宅入居者の安否確認、見守りのため訪問支援員による巡回訪問を実施する。
スマイル運動教室・運動普及育成研修会事業	健康増進、日常生活動作低下予防のための事業を展開する。
仮設住宅子育て支援事業	仮設住宅における未就学児およびその保護者に対し、定期的に子育て支援事業を実施する。
障害者サポート拠点事業	障害者(児)相談支援、巡回支援、緊急一時保護などを実施するとともに、障害者支援のサポート拠点を整備する。
仮設住宅介護等サポート事業	地域包括支援センターなどによるニーズ把握・相談支援事業を実施する。
高齢者等ケア付き仮設住宅運営事業	一般の仮設住宅での生活が困難と認められる高齢者などに対し、ケア付き仮設住宅を提供する。

●応急仮設住宅の概要(2014(平成26)年6月1日現在、グループホームを除く)

- ・団地数 133
- ・応急仮設住宅建設戸数 7,122戸
- ・入居戸数 6,228戸(入居者数:14,080人)

❖地区別入居者数・高齢者数等(グループホームを除く)

区分	石巻	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	計
団地数	73	9	7	19	4	3	18	133
戸数	4,174	847	130	961	331	234	445	7,122
入居戸数	3,699	752	115	805	223	219	415	6,228
入居者数	8,447	1,624	257	1,719	420	597	1,016	14,080
うち 高齢者数 (独居)	2,496 (429)	478 (126)	110 (14)	347 (84)	116 (35)	186 (22)	379 (60)	4,112 (770)

※団地数は、着工後の市名称に基づくもの(全133団地)であり、着工時点の県名称に基づくも団地数(130:グループホーム含む)とは異なる。2013(平成25)年度に仮設水浜団地(31戸)を解体。

●専門職などによる相談支援(2014(平成26)年度委託事業等一覧)

委託事業名称	委託事業者
社会福祉士等相談支援事業	日本医療社会福祉協会
歯科医師等相談支援	宮城県歯科医師会
看護師等相談支援事業	キャンナス東北
介護等サポート拠点	地域包括支援センターなど(単価契約)
心のサポート拠点事業	震災こころのケアネットワークみやぎ
障害者支援サポート拠点事業	石巻祥心会、健育会
福祉仮設住宅運営事業	全国コミュニティライフサポートセンター
在宅被災世帯サポートセンター事業	高齢先進国モデル構想会議
カーシェアリングコミュニティサポートセンター	日本カーシェアリング協会
ささえあいセンター運営業務	石巻市社会福祉協議会
ささえあい拠点センター管理	石巻市芸術文化振興財団
看護師等相談支援事業(2)	宮城県看護協会
精神保健福祉士等相談支援事業	仁泉会
まちの保健室	宮城県看護協会
復興公営住宅入居者支援事業	石巻市社会福祉協議会

●ささえあいセンター等業務について

本震災による被災者および応急仮設住宅入居者に対し、専門職種による相談・生活支援を実施し、応急仮設住宅などにおける介護・看護・福祉サービスなどの拠点を整備することにより、被災者の生活支援を図ることを目的とし、応急仮設住宅(みなし仮設住宅含む)における要援護者の「見守り・相談・つなぎ」を促進し、セーフティネット機能を構築、推進しました。

本センターは、相談・生活支援、介護・看護・福祉サービスの提供および被災者ならびに応急仮設住宅入居者の交流の拠点施設としました。

- ・拠点施設 各地域における拠点センター(計12施設)

石巻地区	蛇田、開成、大橋、万石(以上、全てプレハブ施設:4施設) 総括センター(社会福祉協議会災害復興支援対策課:1施設)
総合支所地区	社会福祉協議会支所(河北、河南、桃生、北上、牡鹿:5機関) 大森、雄勝(プレハブ施設:2施設)

- ・設置場所 応急仮設住宅団地内にある集会所、談話室(計122施設、うちプレハブ117施設)



蛇田中央団地のささえあい拠点センター



集会所での活動の様子

●訪問支援業務・地域福祉コーディネーター業務等の概要（社会福祉協議会）

職名	業務概要	県事業名
地域生活支援員 (旧訪問支援員)	担当団地における応急仮設住宅の訪問・見守りを実施するとともに、地域活動に関する支援、入居者の生活相談を受け付ける。特に、要援護者については、関係機関への「相談・つなぎ」が図られるよう、エリア主任と調整を図る。	緊急雇用 (継続)
エリア主任	担当エリアにおける支援員の報告を受け、訪問・見守り状況、相談受付状況などを総括する。特に、要援護者については、関係機関との「相談・つなぎ」を緊密化するよう、地域福祉コーディネーターと連携を図る。	社会的包摂・絆再生 (継続)
地域福祉コーディネーター	応急仮設住宅を中心とする被災者の福祉課題の深刻化・多様化を予防(対応)するとともに、応急仮設団地内における地域福祉活動を展開する。特に、要援護者については、地域資源や関係機関との連携を緊密化し、セーフティネット機能を構築、推進する。	
拠点センター所長	エリア主任、支援員を指揮、総括するとともに、市との連絡調整を図る。	地域支え合い体制 (継続)
総括センター	訪問支援業務・地域福祉コーディネーター業務を総括する。 (災害復興支援対策課職員)	

▶事業を振り返って

復興のフェーズに併せて事業内容を変化させることにより、被災者の生活再建の実態に即した支援が行えました。

(5) 交通弱者対策

① 応急仮設住宅バス運行事業

バス路線などの公共交通機関が不便な応急仮設住宅地域に対し、市内への通院、買い物など基本的な生活が維持できるよう、路線バス運行事業者や住民バス運行協議会などへ助成を実施しました。

❖ 事業実績

路線名			石巻市内仮設住宅循環線	河北仮設住宅線	桃生仮設住宅線
運行主体			ミヤコーバス(株)	河北地区住民バス運行協議会	社会的包摂・絆再生(継続)
対象地区			大橋、開成等仮設住宅など	河北仮設住宅など	桃生仮設住宅など
対象世帯 (2011(H23))			2,764世帯(6,871人)	739世帯(1,606人)	185世帯(439人)
運行事業者名(2011(H23))			ミヤコーバス(株)	(有)松山観光バス・松山観光タクシー(株)	(株)桃生交通
事業開始日			2011(H23)年9月	2011(H23)年10月	2011(H23)年10月
事業概要	運行形態		定時定路線(循環)	定時定路線(循環)	定時定路線
	運行車両		中型バス1台	中型バス1台	中型バス1台
	運行日		平日:6便	平日:3便	平日:4便
			大橋先回り3便、蛇田先回り3便	循環路線3便	上下2便ずつ
	運行路線		1路線	1路線	1路線
	運行区間		石巻駅～仮設住宅～日赤病院～石巻駅	河北仮設～石巻駅～イオン石巻～日赤病院～河北仮設	桃生仮設～日赤病院～イオン石巻～石巻駅
	運賃		100円	100円	100円
年度別利用者数	2011(H23)	利用者数(人)	10,950	2,181	856
		補助金(国・市)(円)	3,556,880	3,456,560	2,306,230
	2012(H24)	利用者数(人)	22,675	6,595	4,699
		補助金(国・市)(円)	5,580,406	7,453,790	6,731,909
	2013(H25)	利用者数(人)	25,154	9,030	4,783
		補助金(国・市)(円)	5,423,102	6,910,404	7,794,819
	2014(H26)	利用者数(人)	25,296	10,586	5,352
		補助金(国・市)(円)	5,942,908	6,985,607	8,414,638
	2015(H27)	利用者数(人)	21,563	10,068	5,842
		補助金(国・市)(円)	6,561,932	7,936,627	8,346,448
	2016(H28)	利用者数(人)	15,501	9,271	5,926
		補助金(国・市)(円)	7,048,100	8,189,400	8,362,687
	2017(H29)	利用者数(人)	10,482	7,999	4,430
		補助金(国・市)(円)	7,837,026	8,178,625	8,459,260
	2018(H30)	利用者数(人)	10,482	5,987	4,291
		補助金(国・市)(円)	8,482,928	8,377,341	3,909,358
	2019(R元)	利用者数(人)	4,942	－	－
		補助金(国・市)(円)	4,346,388	－	－
総利用者数(2011-2019)(人)					244,941
総補助金額(2011-2019)(円)					166,593,373

▶事業を振り返って

本事業を実施することで、応急仮設住宅入居者の日常における移動が確保されました。

なお、市街地へ直行する応急仮設住宅バス廃止に併せ、各総合支所エリアからは、基本的に道の駅上品の郷経由で市街地部へ接続する路線再編を行いました。ただ、これまでの市街地直行バスがなくなったことにより、利便性が低下したと感じている市民も増加している状況です。今後は上記を踏まえ、さらなる利便性向上のため、総合交通計画に基づき路線再編を行う予定です。

②証明書自動交付機設置事業

震災前より使用していた自動交付機が津波の影響で毀損したことにより使用できなくなったため、新たに機器を設置し市民の利便性を確保するとともに、窓口業務の混雑解消を図り、より一層の市民サービスの向上を図りました。

- ・システム概要 あらかじめ発行する市民カードまたは印鑑登録証および暗証番号により、証明書自動交付機で証明書の交付を行う。
- ・設置場所 市役所本庁舎1階正面玄関
- ・稼働時間 午前8時30分～午後8時（12月29日～1月3日、保守点検日を除く）
- ・稼働期間 2012（平成24）年4月23日～2019（平成31）年1月31日
- ・交付可能な証明書 市民カード：自己または自己と同一世帯の住民票の写し
印鑑登録証：登録者本人の印鑑登録証明書、自己または自己と同一世帯の住民票の写し

❖証明書自動交付機利用推移

年度	住民票の写し			印鑑登録証明書			合計		
	件数	通数	金額(円)	件数	通数	金額(円)	件数	通数	金額(円)
2007(H19)	2,088	2,445	741,500	3,843	5,351	1,605,300	5,931	7,796	2,346,800
2008(H20)	2,252	2,584	784,100	4,041	5,693	1,707,900	6,293	8,277	2,492,000
2009(H21)	2,223	2,565	777,300	4,081	5,713	1,713,900	6,304	8,278	2,491,200
2010(H22)	2,028	2,353	712,500	3,249	4,574	1,372,200	5,277	6,927	2,084,700
2011(H23)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2012(H24)	1,464	1,761	535,400	2,224	3,147	944,100	3,688	4,908	1,479,500
2013(H25)	1,660	2,000	610,700	2,017	2,909	872,700	3,677	4,909	1,483,400
2014(H26)	2,934	3,531	1,075,600	3,503	4,882	1,464,600	6,437	8,413	2,540,200
2015(H27)	3,181	3,831	1,161,900	3,661	5,201	1,560,300	6,842	9,032	2,722,200
2016(H28)	3,073	3,653	1,112,400	3,726	5,335	1,600,500	6,799	8,988	2,712,900
2017(H29)	3,011	3,576	1,086,400	3,688	5,161	1,548,300	6,699	8,737	2,634,700
2018(H30)	1,743	2,058	626,500	2,190	3,117	935,100	3,933	5,175	1,561,600

※2010（平成22）年度は2011（平成23）年3月11日の震災直前までの実績。

※2011（平成23）年度は自動交付機本体の毀損のため稼働実績なし（全て窓口交付で対応）。

※2012（平成24）年度は2012（平成24）年4月中旬からの実績。

※2018（平成30）年度は2019（平成31）年1月31日までの実績。

▶事業を振り返って

本震災により印鑑などを流失した方の印鑑登録受付は、窓口での受付混雑を避けるため、また自動交付機本体の毀損により利用できなかったため暗証番号登録を実施していませんでした。そのため、利用開始直後は震災以前並みの利用は見られず窓口での証明書交付が多くありましたが、2014（平成26）年以降は震災前を上回る実績となり、自動交付機導入の効果をられました。

なお、自動交付機の部品供給の終了に伴い機器の保守が2018（平成30）年度よりなくなることや、番号制度が実施されコンビニ交付へ移行することから2019（平成31）年1月31日をもって稼働が終了しました。

(6) 支援で生まれた「絆」の継続と地域活性化

①被災者見守りシステム設置事業

2005(平成17)年より、高齢独居者などに対する施策として「石巻市ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業」(既存事業)を実施していましたが、本震災による被災者の生活の安定を目的に、既存事業に準拠した「被災者見守りシステム事業」を開始し、既存事業の要件を緩和することで被災者を広く対象としました。

●対象要件

次の要件を全て満たしている者。

- ・市内に居住する、おおむね65歳以上の者または65歳未満であっても保健師の判断によりアルコール依存などにより生活上の不安があると認められた者で、一人暮らしの者(日中独居や重度の要介護者との同居を含む)。
- ・応急仮設住宅(みなし仮設を含む)に入居または被災区分が半壊以上の世帯。
- ・心臓疾患、高血圧などの慢性疾患などのため日常生活上注意を要する状態にある者または被災のために日常生活に不安がある者。

●事業内容

- ・利用者へ緊急通報システム機器を貸与。
- ・利用者が緊急ボタンを押すことにより、緊急通報協力員などが安否確認を行う。
- ・自宅内で一定時間、利用者の動きがセンサーで確認できない場合、緊急通報協力員などが安否確認を行う。

❖事業実績

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)
年度末設置者数(人)	90	167	181	189	185	219	230	244	238
新規設置者数(人)	90	79	30	24	39	45	32	35	29
出動件数(件)	9	29	25	29	26	24	28	54	35

▶事業を振り返って

被災した高齢者などに対して緊急通報システムを貸与し、緊急事態に迅速な対応ができる体制を整備することで、高齢者などの日常生活の安全を確保するとともに精神的な不安を解消することができました。

また、2021(令和3)年度より、財源(被災者支援総合交付金)措置終了に伴い、「被災者見守りシステム事業」を「ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業」と統合しました。

2. 被災者の健康支援

本震災に伴うストレスによる不眠症や将来への不安を抱える被災者がいるほか、家族や親しい人を亡くした方などへの対応が求められました。これら被災者に対する支援として、継続的な心のケアを行うとともに、予防接種や健康診断の受診しやすい環境づくり、生活習慣病や生活不活発病などの予防事業、口腔ケア対策を実施しました。さらに、被災した低平地や河川敷などの未利用地を有効活用したパークゴルフ場の整備を行いました。

(1) 心のケア事業の実施

①心のケア事業

一般社団法人震災こころのケア・ネットワークみやぎ（からこころステーション拠点）による心の相談、心のケア講演会などを開催しました。

相談体制は、365日10時から16時の間で非常勤の医師、精神保健福祉士、臨床心理士など8人で対応し、心の健康相談（来所面接、訪問、電話など）、乳幼児健診後の相談および事後指導、心のケア講演会・研修会、ひきこもり等被災者の居場所づくり、各種専門機関の紹介、専門知識を必要とする困難ケースへの対応、関係機関とのケース検討会、生活支援などを行いました。

❖心の健康相談実績（延べ人数）

年度	訪問(人)	来所相談(人)	電話相談(人)	合計(人)
2011(H23)	366	618	204	1,328
2012(H24)	1,699	547	1,573	3,819
2013(H25)	2,246	1,068	2,383	5,697
2014(H26)	2,558	1,447	2,490	6,495
2017(H29)	2,109	1,948	2,515	6,572
2018(H30)	2,198	1,749	2,789	6,736
2019(R元)	2,486	1,841	3,233	7,560
2020(R2)	2,080	1,663	3,999	7,742
2021(R3)	1,691	1,420	3,697	6,808
2022(R4)	1,202	1,151	3,536	5,889

❖ハローワーク相談会実績（延べ人数）

年度	メンタルチェック(人)
2011(H23)	—
2012(H24)	—
2013(H25)	724
2014(H26)	614
2017(H29)	572
2018(H30)	552
2019(R元)	491
2020(R2)	185
2021(R3)	112
2022(R4)	91

❖相談会実績

年度	回数	参加延べ人数(人)	内容など
2011(H23)	37	317	小・中学校の避難所での相談会を定期的に開催
2012(H24)	61	533	仮設団地集会所などでの相談会が多く、要望に応じて実施
2013(H25)	52	639	仮設団地以外に飲酒問題を抱える独居男性を対象にサロン開催など
2014(H26)	50	596	健康に関する相談会を要望に応じて実施
2017(H29)	66	739	健康に関する相談会を要望に応じて実施
2018(H30)	44	639	健康に関する相談会を要望に応じて実施、仮設住宅集会所、復興住宅集会所などで開催
2019(R元)	42	589	健康に関する相談会を要望に応じて実施、男性独居者の交流会開催
2020(R2)	27	328	健康に関する相談会を要望に応じて実施、男性独居者の交流会開催
2021(R3)	20	250	健康に関する相談会を要望に応じて実施、男性独居者の交流会開催
2022(R4)	25	318	健康に関する相談会を要望に応じて実施、男性独居者の交流会開催

❖ イベント・講演会実績

年度	回数	参加延べ人数(人)	内容など
2011(H23)	26	—	被災後の心のケア(子どもの心を含む)、支援者を対象にアルコール関連のスキルアップ研修会など
2012(H24)	24	—	被災後のストレスと心の健康、支援者を対象に認知症、うつ病、発達障害のスキルアップ研修会など
2013(H25)	53	1,018	適正飲酒、ストレスケア、支援者を対象に認知行動療法、自殺やアルコール関連研修会など
2014(H26)	72	1,069	うつ病、認知症、適正飲酒、職場のメンタルヘルス、支援者を対象にアルコール問題、支援者の心の健康など
2017(H29)	87	1,210	アルコール関連問題を抱える方を対象に回復プログラムを提供し開催、ストレスと上手に付き合うために、睡眠についてなど
2018(H30)	77	1,380	被災者に対し、ストレスと上手に付き合うために、不眠について、適正飲酒、ひきこもりについてなど
2019(R元)	78	1,422	ストレスケア研修会、アングーマネジメント研修会、ひきこもりがちな被災者の居場所づくりなど
2020(R2)	49	546	ストレスケア研修会、からだところのスキルアップセミナー、ひきこもりがちな被災者の居場所づくりなど
2021(R3)	38	368	からだところのスキルアップセミナー、ひきこもりがちな被災者の居場所づくりなど
2022(R4)	33	303	からだところのスキルアップセミナー、ひきこもりがちな被災者の居場所づくりなど

▶ 事業を振り返って

本震災から時間が経過してもなお、心的外傷後ストレス障害、うつ病など精神的な問題を抱える方からの相談があります。365日相談を受付しており、孤立感や不安などを抱えている方にとって必要な相談窓口となっています。問題が複雑化し対応困難なケースに対し、関係支援機関からの専門的な支援を求められています。最近では10～30代の発達障害、不登校、ひきこもりなどの相談が増えています。心のケア専門家による訪問活動を中心とした伴走型支援が必要と考えます。

②心の復興事業

本震災で被災された方が、主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持ち、安定的な日常生活を営むことができるよう、心の復興に資する事業の実施を行う支援団体などに対して補助金を交付しました。本事業は被災者の生きがいづくりに資する活動を実施する団体などを支援する目的で、2015(平成27)年度から復興庁直轄事業として開始され、2016(平成28)年度事業からは一部市事業として実施しています。2021(令和3)年度においては14団体に、計23,685,000円を補助しました。

●事業内容

- ・復興公営住宅に入居する住民の心身の健康維持に資する取組。
- ・復興公営住宅に入居する住民の孤立防止。
- ・コミュニティ形成や周辺地域住民との融和、交流促進に資する取組。
- ・新旧住民の融和や多世代の地域参画など、地域住民が課題解決に向けた地域活動を展開することができる地域コミュニティの構築や活性化に資する取組。
- ・今後のコミュニティの中心を担う次世代の担い手育成に資する取組。
- ・住民が主体的に取り組む子どもの健全育成や子ども・子育て世代の居場所創出、世代間交流促進に資する取組。

●対象者

復興公営住宅に居住する被災者、関係する地域住民および支援者など。

●補助上限額

- ・ 2021 (令和3) 年度まで 2,000 千円
- ・ 2022 (令和4) 年度 1,500 千円
- ・ 2023 (令和5) 年度 1,000 千円

▶事業を振り返って

本震災に伴う避難生活の長期化や復興公営住宅などへの移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、生きがいつくりによる心の復興事業を実施してきました。これまで 2023 (令和 5) 年度を最終年度と見込み、補助金額の縮小を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により活動の自粛や規模縮小などがみられたことから、今後各団体が自立した事業実施を継続的に行えるよう、引き続きサポートしていきます。

(2) 予防接種や健康診断の受診しやすい体制整備

①2次避難者健診・予防接種費用助成事業

他の市区町村への避難を余儀なくされた市民の健康維持のため、避難先の市区町村で健康診査や各種検診および予防接種を受けた方に対し、医師会との契約単価を上限に助成を行いました。

・対象者

本震災の被害を受け、以下のいずれかに該当することとなった方のうち、他の市区町村へ避難した方

- (a) 居住する家屋が全壊、半壊、全焼、半焼その他これらに準ずる損害を受けた世帯に属する方。
- (b) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯に属する方。
- (c) 主たる生計維持者の行方が不明である世帯に属する方。
- (d) 主たる生計維持者が業務を廃止または休止した世帯に属する方。
- (e) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない世帯に属する方。
- (f) 原子力災害対策特別措置法の規定による内閣総理大臣の避難もしくは立退き指示の対象地域または原子力災害対策本部長の計画的避難区域もしくは緊急時避難準備区域の対象となっている方。

❖実施状況

年度	実申請人数 (人)	助成件数	助成内訳(件)		
			予防接種	がん検診	結核検診
2011(H23)	222	320	286	22	12
2012(H24)	130	178	138	34	6
2013(H25)	73	86	68	13	5
2014(H26)	64	77	65	9	3
2015(H27)	46	56	44	8	4
2016(H28)	30	36	27	6	3
2017(H29)	19	26	17	9	0
2018(H30)	14	22	14	7	1
計	598	801	659	108	34

▶事業を振り返って

598 人の申請者に対し、予防接種、がん検診、結核検診合わせて 801 件の助成を行い、被災した市民の経済的負担を軽減するとともに、健康増進を図ることに寄与できました。

(3) 疾病予防及び健康支援事業の実施

①まちの保健室事業

(公社) 宮城県看護協会に委託し、街中の人の集まりやすい商業施設などを会場に、気軽に健康相談や健康チェックができる場所を定期的に設け、看護職による血圧測定や健康相談などを実施することにより、健康状態の悪化を予防し、健康増進を図りました。



健康相談の様子



まちの保健室

❖実施状況

年度	年開催回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	延べ従事 者数(人)	実施 箇所数	実施場所
2012(H24)	8	—	670	—	2	イオンモール石巻、イトーヨーカドーあけぼの店
2013(H25)	28	817	1,681	177	2	イオンモール石巻、イオンスーパーセンター石巻東店
2014(H26)	47	1,104	2,340	285	3	イオンモール石巻、イオンスーパーセンター石巻東店 ヨークベニマル大街道店
2015(H27)	48	1,151	2,729	296	3	
2016(H28)	47	1,038	2,596	330	3	
2017(H29)	62	1,156	2,969	420	4	イオンモール石巻、イオンスーパーセンター石巻東店 ヨークベニマル大街道店、イトーヨーカドーあけぼの店
2018(H30)	60	1,097	2,890	413	5	イオンモール石巻、イオンスーパーセンター石巻東店 ヨークベニマル大街道店・湊鹿妻店、イトーヨーカドーあけぼの店
2019(R元)	55	906	2,253	373	5	
2020(R2)	4	47	50	27	3	イオンモール石巻、イオンスーパーセンター石巻東店、イトーヨーカドーあけぼの店
2021(R3)	34	197	453	204	4	イオンモール石巻、イオンスーパーセンター石巻東店 イトーヨーカドーあけぼの店、複合文化施設
2022(R4)	36	209	599	207	3	イオンモール石巻、イオンスーパーセンター石巻東店、イトーヨーカドーあけぼの店

▶事業を振り返って

市内の商業施設で開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、実施会場や実施回数が激減しました。利用者の約半数が継続して利用している方で、自らの健康チェックができる場となっています。利用者にとっては身近に相談できる場として、心のケアを行う上でも効果的な場となっています。

(4) 栄養・食生活支援事業の実施

① 栄養・食生活支援事業

避難所生活での身体的精神的ストレスと菓子パンや市販の弁当などで偏った食生活による肥満や生活習慣病の悪化が懸念されること、また、応急仮設住宅に入居後も、震災ストレスや生活環境の変化により調理意欲が低下する方も多いことから、仮設集会所で栄養相談会を実施することで応急仮設住宅のコミュニティづくりと居住者の食生活改善を支援しました。



仮設栄養相談会の様子

●市直営の仮設栄養相談会（スタッフ・栄養士・保健師・食生活改善推進員ほか）

講話「生活習慣病予防について」ほか、調理実習、簡単な運動実技、個別健康相談、個別栄養相談を行いました。

●宮城県委託事業仮設住宅栄養相談会（委託業者）

委託業者のほか、栄養士・保健師・包括支援センター、社協などと連携しコミュニティづくりと併せて実施しました。また、栄養相談会については、同日に個別訪問事業（健康・栄養相談等閉じこもり予防支援）を実施しました。

●被災者支援事業仮設住宅栄養相談会と被災者訪問事業

講話「生活習慣病予防について」ほか、調理実習、簡単な運動実技、個別相談、食生活量頻度調査（BDHQ 調査）を行いました。

●健康な食をとおした健康づくり支援事業

講話「生活習慣病予防について」ほか、調理実習、簡単な運動実技、個別相談、食生活量頻度調査（BDHQ 調査）を行いました。

▶事業を振り返って

応急仮設住宅のコミュニティづくりを兼ねた健康づくりおよび生活習慣病予防を推進することができました。

県の委託事業を利用することで、膨大な数の応急仮設住宅の栄養相談会を効率的に実施することができ、また、食生活量頻度調査（BDHQ 調査）を実施することで、個別支援と併せて応急仮設住宅全体の実態把握が可能となりました。

(5) 口腔のケア対策

①口腔ケア対策事業

石巻市被災者生活支援実施要綱の「専門職種による相談・生活支援を実施し被災者の生活支援を図る」の項目に基づき、歯科医師や歯科衛生士による相談や口腔ケア指導を実施することにより、口腔清掃の啓発を図るとともに口腔機能の低下を予防し、被災者の生活支援を図りました。

- ・実施場所 応急仮設住宅等集会所
- ・事業内容 「自身のお口の状態を知ろう」をテーマとした次の業務
 - (a) 歯科医師による口腔内チェック、歯科相談
 - (b) 各種検査(RDテスト(口腔衛生指導のためのスクリーニングテスト)、サリバスター検査、噛み噛みチェックガム)
 - (c) 歯科衛生士による歯みがき指導など
 - (d) 器械による義歯洗浄
 - (e) フッ素塗布
 - (f) 口腔体操

❖実施状況

年度	回数(回)	成人(人)	高齢者(人)	その他(人)	参加者合計(人)
2011(H23)	20	39	70	3	112
2012(H24)	39	57	193	7	257
2013(H25)	20	36	99	11	146
2014(H26)	23	346	66	37	449
2015(H27)	30	353	80	48	481
計	132	831	508	106	1,445

▶事業を振り返って

応急仮設住宅内のコミュニティづくりを図りながら、健康の維持に大切な歯と口の健康について啓発できました。口腔内チェックや各種検査、歯みがき指導を行うことで、歯科受診から遠ざかっていた方々が口腔衛生を意識するきっかけをつくることができました。

本事業は日中の活動だったため、仕事や自宅修繕などで不在の方も多く、参加できる方が限られてしまいました。実施に当たっては、コミュニティづくりを兼ねての事業でしたので、堅苦しい雰囲気での健康教育とならないように、お茶を飲みながら雑談を交えて、「お茶っこ飲み」の雰囲気で和気あいあいと交流することを心がけました。楽しい雰囲気のおかげで歯科医の先生方とも気軽に話ができたり、参加者の方の得意なものを披露する姿が見られたりと和やかな歯科相談会を実施することができました。

(6) 健康関連施設の復旧・復興

①健康づくりパーク整備事業

被災低平地や河川敷などの未利用地の活用と併せて、高齢者などの健康増進や世代間交流による一体感のある地域コミュニティ形成を図るため、パークゴルフもできる広場を整備しました。

❖各地区整備状況

	河北地区	雄勝地区	北上地区	牡鹿地区	渡波地区
供用開始	2023(R5)年 4月1日	2022(R4)年 4月1日	2022(R4)年 4月1日	2022(R4)年 4月1日	2024(R6)年度 予定
オープン	2023(R5)年 6月1日	2022(R4)年 6月1日	2022(R4)年 4月1日	2022(R4)年 9月1日	2024(R6)年度 予定
所在地	中島字川前畑一番 地先	雄勝町雄勝字味噌 作62番2	北上町十三浜字	鮎川浜湊川15番 18	渡波字浜曾根山 22番地先
面積(m ²)	12,000	16,000	22,000	20,000	35,000
ホール数	18	18	18	18	18



河北地区健康づくりパーク



北上地区健康づくりパーク

▶事業を振り返って

パークゴルフ場は、高齢者だけでなく子どもも含めた多世代で交流しながらプレーできることから、地域のコミュニティづくりや生きがいづくりが図られ、高齢者の健康寿命の延伸につながっています。被災低平地の利活用の観点からは、雑草繁茂地になることを防ぎ、市民が集う憩いの場となりました。

②石巻健康センター災害復旧事業

本震災により設備が破損し施設の運営ができなくなったことから、施設の復旧を行いました。

- 修繕内容 各種機械室内設備：冷温水発生器、温水ボイラー、ポンプ機器、エアーバルブ用コンプレッサー
館外設備：加圧給水ポンプ、浄化槽
館内設備：自動ドア、風除室ガラス、健康相談室・事務室タイルカーペット
電気設備：1階床コンセント、事務所OA用配線・機器
外 構：駐車場、前庭の復旧

▶事業を振り返って

石巻健康センターでは、さまざまな文化講座や運動講座を実施しており、心身の健康の保持増進や市内中心部のにぎわいにつながる施設として位置付けられています。被災後も当センター内の各設備は老朽化が進み、毎年、優先順位を設けて大規模な修繕を実施しながら運営しています。

③石巻市保健相談センター災害復旧事業

本震災により被害を受けた施設の設備などの修繕を行いました。

- ・修繕内容 給水設備・汚水設備・追加給排水設備工事、排水設備・U字溝復旧・AS（アスファルト）復旧工事

▶事業を振り返って

本震災により施設内の給水設備などが破壊され、断水状態であった近隣の水道本管などの給水環境が復旧したにもかかわらず給水ができない状態が続いていました。

その後、施設地下の配管が損傷し、屋上の給水タンクの水が全て地下の設備ピットに流入している状況にあることが分かり、施設各階およびピット内給水管が損傷した可能性が高いことが判明しました。

本施設は、石巻市医師会の事務局、検査部、健診部、准看護学校などの機関が設置されており、加えて翌月の4月12日からの妊婦検診（毎週火・金曜日実施）、災害ボランティアが常時利用していることを踏まえ、応急復旧の対応とするか、本格的な修繕とするか関係各課と協議した結果、直ちに施設を点検し、委任工事として施工することが不可能と判断したため、本格的な修繕工事として対応することとなりました。

3. 地域福祉の復旧・復興

本震災により、民生委員・児童委員も被災し、また、親戚宅への移転や応急仮設住宅への入居などにより、各地区において援護を必要とする高齢者や障害のある方の所在を把握しにくい状況となったことから、早急に委員確保へ向けた対策を実施しました。また、適切なニーズに基づき各種計画の見直しや策定を行うとともに、福祉施設については、災害対応や機能強化を図った整備・再建を行いました。

(1) 民生委員・児童委員活動の早期再開

① 民生委員・児童委員確保対策事業

民生委員法および児童福祉法に基づき、社会の奉仕者として厚生労働大臣から委嘱を受け配置されている「民生委員・児童委員」の活動を推進し、社会福祉の向上を図るため、民生委員・児童委員の活動経費の一部として石巻市民生委員児童委員協議会への交付金の交付などを行いました。

● 石巻市民生委員児童委員協議会へ交付金（活動費）の交付

- ・ 交付金を分割し、8月と3月に交付しました。
- ・ 民生委員・児童委員の活動費（協議会交付金）を3カ年かけ、宮城県の活動費（60,200円/人）と同額にする計画とし、2022（令和4）年度が最終年度（3年目）となりました。
- ・ 活動費増額経過
 - 2019（令和元）年度：38,700円
 - 2020（令和2）年度：49,000円（10,300円増）
 - 2021（令和3）年度：54,000円（5,000円増）
 - 2022（令和4）年度：60,200円（6,200円増）

● 欠員地区への対応等

- ・ 欠員地区の自治会長へ候補者の有無などについて聴取
- ・ 石巻市地域連携会議総会などにおいて候補者推薦について依頼
- ・ 市報やホームページにより民生委員活動内容の周知

❖ 就退任状況および推薦会開催数

（単位：人）

年度	定数 (うち復興枠)	当初	就任	退任	増減	年度末	欠員 (うち復興枠)	充足率	推薦会開催数 (持ち回り含む)
2018(H30)	376(22)	339	9	13	4減	335	41(22)	89.1%	5
2019(R元) (一斉改選前)	376(22)	335 (4月)	1	0	1増	336 (11月)	40(22)	89.4%	1
2019(R元) (一斉改選後)	370(9)	330 (12月)	3	4	1減	329 (3月)	41(8)	88.9%	6
2020(R2)	370(9)	329	9	5	4増	333	37(7)	90.0%	3
2021(R3)	370(9)	323	13	12	1増	334	36(5)	90.2%	3
2022(R4) (一斉改選前)	370(5)	334 (4月)	0	2	2減	332 (11月)	36(0)	89.7%	3
2022(R4) (一斉改選後)	369(0)	323 (12月)	4	1	3増	326 (3月)	43(0)	88.3%	1

❖参考：2011(平成23)年度～2017(平成29)年度の定数および現員数

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
定数(人)	369	369	369	376	376	376	376
現員(人)	346	342	354	334	337	343	338

▶事業を振り返って

委員を配置し、地域の見守り活動を行うことにより、市民の身近な相談役として必要な支援につながるなど地域での役割も大きく、地域福祉の推進が図られました。地域住民が抱える生活課題は複雑・複合化しており、相談支援を行う民生委員の負担が増加しているため、活動に要する経費の一部として交付する交付金を増額し、負担軽減および民生委員活動の推進を図ることができました。

なお、欠員地区の多くの自治会長からは、人材がいても元気な人は仕事をしており、地域活動に携わる人材は高齢化するとともに担い手不足が顕著であり、適任者の選任に苦慮しているとの声が多く聞かれました。

蛇田や釜・大街道地域のように、被災後に新市街地として整備された地域はコミュニティ形成の課題も抱えており、自治会役員の選任でも苦勞し、さらに民生委員の確保となると一層困難な状況となっていることから、民生委員・児童委員の認知度向上を図るため、市報などによる周知を継続する必要があります。

(2) 適切なニーズ把握に基づく各種計画の策定・見直し

①健康増進計画改訂事業

「石巻市健康増進計画」については、2007(平成19)年度から2016(平成28)年度までの10年間の計画年度であり、2011(平成23)年度に中間評価、見直しをする予定でしたが、2013(平成25)年度に被災後の市民の健康状態や意識の変化を考慮した計画の見直しを図り、2014(平成26)年度から2016(平成28)年度までの復興期を支える健康づくりのため、第1次計画改訂版を策定しました。

●経過

- ・2012(平成24)年11月～2013(平成25)年1月 市民健康調査
- ・2014(平成26)年3月31日 石巻市健康増進計画改訂版策定

●内容

- ・基本理念 一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまちづくり
- ・テーマ ころも体も健康で復興めざそう!いしのまき
- ・スローガン やってみっぺす!い・し・の・ま・き
- ・基本方針 復興をめざして自分にあったところと体の健康づくりに取り組もう
地域や仲間とつながり・支えあい健康づくりに取り組もう
「健康寿命」を延ばすために、生活習慣病予防に取り組もう
生涯を通した健康づくりに取り組もう

▶事業を振り返って

多様な健康づくりの関係団体が取組や交流・連携を深め、市全体が協働して一体となり、個人の健康づくりを支援することを推進しました。

②障害者計画・障害福祉計画策定事業

●石巻市第2次障害者計画

「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるものです。2007(平成 19)年度から 2011(平成 23)年度を計画期間とした「石巻市障害者計画」の見直しを行い、新たに「石巻市第2次障害者計画」を策定しました(計画期間:2012(平成 24)年度～2016(平成 28)年度)。

●石巻市第3期障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」における「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、相談支援や障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込みおよびその確保のための方策などを示すものであり、3年間を1期として策定することと定められており、第2期障害福祉計画の実施状況などを踏まえ、第3期障害福祉計画を策定しました(計画期間:2012(平成 24)年度～2014(平成 26)年度)。

●策定経過

- ・障害者アンケート調査の実施(2012(平成 24)年 6～7月)
- ・石巻市障害者計画等策定検討部会(庁内)の開催(2012(平成 24)年 5月、8月、11月、2013(平成 25)年 1月)
- ・石巻市障害福祉推進委員会の開催(2012(平成 24)年 6月、9月、10月、11月、2013(平成 25)年 2月)
- ・パブリックコメントの実施(2012(平成 24)年 12月～2013(平成 25)年 1月)

▶事業を振り返って

石巻市総合計画や石巻市震災復興基本計画をはじめ、関連分野の計画との整合性を図り、総合的かつ計画的な障害者施策を示すことができました。

③第5期介護保険事業計画策定事業

本震災の影響から暫定的策定となった第5期介護保険事業計画の2013(平成 25)年度から2014(平成 26)年度までについて、被災後の実情を踏まえた見直し改定を行い、介護保険事業の円滑運営を図りました。

- ・2011(平成 23)年度策定「(暫定版)石巻市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」
(計画期間:2012(平成 24)年 4月 1日～2013(平成 25)年 3月 31日)
- ・2012(平成 24)年度策定「(改訂版)石巻市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」
(計画期間:2013(平成 25)年 4月 1日～2015(平成 27)年 3月 31日)

▶事業を振り返って

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととされていますが、計画策定に資する各種データや要介護者・要支援者のニーズ把握、さらには震災復興基本計画との整合性など、本震災の甚大な影響が払拭できない状況にあったため、①介護保険施設入所希望者調査を踏まえた介護サービス基盤の整備目標、②地域包括支援センター機能の充実の2点について新規に盛り込む以外は「石巻市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」の内容をそのまま引き継ぎ、2012(平成 24)年 3月に「(暫定版)石巻市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」として新たな計画を策定しました。また、被災後の実情に応じた各種データに基づいた利用者数やサービス量、介護給付費などの将来推計を行っていないことから、2012(平成 24)年度中に保険料も含めて

暫定版の見直しを行い、2013（平成 25）年度から 2014（平成 26）年度までの期間について「（改訂版）石巻市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの 5 つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケアシステム」の実現に向け円滑な運営に努めました。

④地域福祉計画策定事業

市民の意見・意向を把握し計画に反映させるため、2012（平成 24）年 6 月から 7 月中旬にかけて市民アンケート調査および民生委員・児童委員アンケート調査を実施し、計画を策定しました。

●石巻市地域福祉計画（第 2 期）

2010（平成 22）年度から庁内検討部会（全 9 回開催）および石巻市地域福祉委員会（全 8 回開催）での検討を行い、また、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見を踏まえながら 2012（平成 24）年度から 2016（平成 28）年度までの 5 年間を計画期間とする石巻市地域福祉計画（第 2 期）を 2013（平成 25）年 3 月に策定しました。

●石巻市地域福祉計画（第 3 期）

2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度までの 5 年間を計画期間と定め、2015（平成 27）年 11 月に第 1 回地域福祉委員会を開催し、2017（平成 29）年 3 月まで、全 6 回開催しました。

その間、2016（平成 28）年 2 月には地域福祉に関する市民向けアンケート調査、民生委員・児童委員向けのアンケート調査を実施、同年 4 月の第 2 回地域福祉委員会で調査結果を報告、第 3 回から第 5 回地域福祉委員会において計画書素案を作成・協議し、2017（平成 29）年 2 月からパブリックコメントを実施、翌 3 月に計画策定となりました。

●石巻市地域福祉計画（第 4 期）

2022（令和 4）年度から 2026（令和 8）年度までの 5 年間を計画期間とする第 4 期計画は、本市が目指してきた次世代型地域包括ケアシステム（高齢者に限らず、被災者、子ども、障害者など、全てを対象としたもの。以下同じ）と理念や目指す方向性が一致することから、石巻市地域包括ケア推進実施計画を包含するとともに、基本目標として身近なことの変化に『気づく』『地域づくり』『人と地域が『つながる』仕組みづくり』『安心で健やかな暮らしを『支える』体制づくり』を掲げました。

策定に当たっては、2020（令和 2）年 7 月からの 2 カ年で、地域福祉計画庁内検討部会を全 7 回、地域福祉委員会を全 6 回開催し、その間、2020（令和 2）年 10 月から前期計画時の地域福祉アンケートと同様のアンケート調査に加え、市内で活動するボランティア団体や NPO 法人などを対象としたアンケート（団体調査）のほか、2021（令和 3）年 12 月、市民からの幅広い意見を把握するためパブリックコメントを実施し、翌 2022（令和 4）年 3 月に計画を策定しました。

▶事業を振り返って

本震災を契機に、新たに石巻市地域包括ケア推進協議会が石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想を策定し、それに基づく石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画と本市が策定する石巻市地域福祉計画とが並行して存在する時期が続きました。その後、被災者の生活が徐々に再建され、次第に平時に戻っていくにつれ、理念や方向性が一致するとして、第 4 期の地域福祉計画が地域包括ケア推進実施計画を包含するに至っています。

(3) 各種福祉サービスの復旧とサービス事業者への支援

① ささえあいセンター整備事業

本施設は、医療と介護の円滑な連携によるサービスの提供、地域住民相互の支え合いの推進、複合的な生活課題に対する包括的な相談支援など、地域包括ケアを推進する施設として整備するとともに、災害時には、高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者を受け入れる二次的避難所として活用することを目的として整備しました。

施設は1階が駐車場、駐輪場であり、市役所本庁舎、市立病院に通じる歩行者デッキがある2階には、総合受付とミーティングルーム、子育て世代包括支援センター、子育て交流室、市民交流室や福祉関連の相談室などを配置しました。3階は市社会福祉協議会の事務所や200人が収容できる「ささえあいホール」、介護予防体操などの健康づくりの場となる「市民活動室」などがあり、災害時には福祉避難所として活用できるように、簡易ベッドや食料品などの備蓄倉庫も備えました。2、3階の東側は吹き抜けのガラス張りになっており、2階にはロビー、3階には展示スペースを設け、訪れた人たちが明るい日差しを浴びながら、ゆったりとくつろげる空間になっています。



ささえあいセンター

- ・施設名 石巻市ささえあいセンター
- ・所在地 石巻市穀町15番2号
- ・供用開始日 2020(令和2)年5月30日
- ・構造 S造、3階建て
- ・延床面積 4,256.61㎡

▶ 事業を振り返って

これまでに相談支援事業や各種研修会などの会場として活用され、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の提供に寄与しています。また、歩行者デッキが整備されたことにより、市役所本庁舎および防災センター、市立病院、ささえあいセンターの2階同士がつながり、各施設の機能を一体的に有する市街地形成が図られました。

② 総合福祉会館みなと荘建設事業

本震災による津波や地盤沈下により壊滅的な被害を受け、現地での復旧が困難となった「総合福祉会館みなと荘」「湊こども園」が併設された複合施設を移転新築しました。「みなと荘」は建物の2、3階部分に開設され、子育て支援室や放課後児童クラブ、高齢者ボランティア交流室も設置されています。

- ・施設名 石巻市総合福祉会館みなと荘
- ・所在地 石巻市八幡町一丁目6番22号
- ・供用開始日 2015(平成27)年4月
- ・構造 RC造、3階建て
- ・延床面積 2,912.83㎡
うち総合福祉会館みなと荘 1592.78㎡
うち湊こども園 1173.35㎡
うち湊地区放課後児童クラブ 146.70㎡

▶事業を振り返って

湊こども園などを併設することにより、施設を利用する高齢者と就学前児童との世代間交流が図られ、教育的効果の向上や地域コミュニティの再生に寄与しています。さらに、指定避難所としての機能強化により、利用者の津波からの安全性が確保され、地区の防災機能向上が図られました。



総合福祉会館みなと荘・湊こども園

③寿楽荘移転新築事業

老人福祉センター「寿楽荘」は、1970（昭和45）年の開館以来、老人福祉法に基づく老人福祉施設として、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションなどの機会を提供して、多くの高齢者に親しまれ、年間1万人以上に利用されてきましたが、開設より50年近くが経過し、施設の老朽化が顕著となったことから、高齢者の通いの場や被災した地域住民との交流の場として、旧市役所本庁舎跡地に復興公営住宅との合築により移転しました。



老人福祉センター寿楽荘

- ・施設名 石巻市老人福祉センター寿楽荘
- ・所在地 石巻市日和が丘一丁目1番1号
- ・供用開始日 2016（平成28）年11月26日
- ・構造 鉄筋コンクリート造、5階建て（日和が丘復興公営住宅の1階の一部）
- ・敷地面積 4,834.00㎡（復興公営住宅分含む）
- ・延床面積 654.20㎡（寿楽荘分のみ）
- ・施設概要 1階：寿楽荘、復興公営住宅集会室
2階～5階：日和が丘復興公営住宅
館内設備：集会室、和室（娯楽室）、会議室、機能回復コーナー、浴室、湯沸し室、事務室（その他設備）、多目的トイレ、バリアフリー化
駐車台数：14台（その他臨時駐車場あり）

▶事業を振り返って

新寿楽荘は、旧寿楽荘（鉄筋コンクリート造、2階建て、延床面積665㎡）と同規模の広さですが、1フロアになったことで利便性や安全性が向上しました。全館バリアフリーで多目的トイレなどを備え、廊下は車いす同士でも擦れ違える広さを確保しています。また、舞台付きの集会室や娯楽室、談話室、男女別の入浴施設を整備し、趣味や娯楽に興じられる高齢者の生きがいがいづくりと交流の場の拠点となっており、移転後は新たな利用者が増え続け、利用者数は年間2万人を超えるまでに至りました。

将棋・囲碁・麻雀などのサークル活動や健康相談の場を提供することで高齢者福祉の増進が図られ、さらには、以前から集会所の施設のない中心市街地に災害公営住宅と合築により整備したことで、施設主催の敬老会や地域による小学校新一年生を祝う会などのイベント開催につながり、高齢者、地域の子どもたち、災害公営住宅入居者、以前から当地区に住んでいる市民が一緒に集う契機となり、地域交流・世代間交流が図られ、復興の地域コミュニティ構築に寄与しました。

4. 地域医療の復旧・復興

本震災により震災前の 10 病院のうち、市立病院をはじめ 3 病院が被災し、また、106 診療所のうち、夜間急患センターをはじめ 90 診療所が被災しました。診療所については、震災前の約 9 割が再開したものの医療施設や医療スタッフなど多くの医療資源を失いました。市立病院の再建を核に、仮設診療所などによるへき地や救急等政策的な一次医療を確保しながら、民間医療施設を含めた医療資源の回復を図り、災害に強く、地域で完結できる石巻医療圏を見据えた医療体制を確立しました。

(1) 復旧期における診療体制の整備

① 石巻市立病院整備事業

本震災により甚大な被害を受けた市立病院を交通の要所である JR 石巻駅前に、医療復興のシンボリックな施設として整備しました。「市民にひらかれた病院」をコンセプトに、各医療機関との連携をより強化し、本医療圏において切れ目のない医療供給が実現できる体制の構築を図りました。

- ・施設名 石巻市立病院
- ・所在地 石巻市穀町 15 番 1 号
- ・開院日 2016 (平成 28) 年 9 月 1 日
- ・構造 免震上部S造、免震下部SRC造、7 階建て
- ・敷地面積 9,038.67㎡
- ・建築面積 4,706.45㎡
- ・延床面積 23,920.50㎡
- ・施設概要 一般病床 140 床(うち緩和ケア病床 20 床)、療養病床 40 床、合計 180 床
- ・その他 診療科目：内科、外科、整形外科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科



石巻市立病院(開院当時)



エントランスホール



屋上ヘリポート



緩和ケア病室

▶事業を振り返って

本震災において1階が津波の被害を受け、診療の継続が不可能となった経験から、これに対応した階層構成とし、同規模災害時にも病院運用が行えるほか、1階と2階の間に免震層を設置した免震構造を採用しました。1階には雨に濡れずに車の乗降が可能な駐車場と車寄せアプローチを設置し、2階以上に病院機能を確保しました。そのほか、屋上には災害時に対応するヘリコプターの緊急離発着場(ヘリポート)の整備を行いました。

また、必要な医療機器などを整備し、石巻医療圏で切れ目のない医療提供体制が構築され、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて良質な医療を提供できるようになりました。

今後も医療環境の維持・向上を図り、日々変化する医療需要に対応し安全な医療を提供するため、病院の機能に見合った施設整備や機器の購入を検討することで医療の質の低下を防ぎ、また、必要性や費用対効果についても十分に検証し限られた予算で計画的かつ継続して最適化できるよう努めていく必要があります。

②雄勝診療所施設整備事業

本震災により全壊した雄勝病院に代わり、雄勝地区の災害復興および地域住民が安心して生活できる医療環境の確保を目的とし、雄勝地区の地域医療の中核を担う医療施設として「雄勝診療所」を整備しました。本施設は、仮設施設で運営していた雄勝診療所、雄勝歯科診療所を地域医療復興事業補助金および東日本大震災復興交付金事業により一体施設として整備しました。



雄勝診療所

- ・施設名 石巻市雄勝診療所
- ・所在地 石巻市雄勝町小島字和田 123 番地
- ・開院日 2017(平成29)年1月16日
- ・構造 木造、1階建て
- ・敷地面積 1,920.87㎡
- ・建築面積 493.93㎡
- ・延床面積 493.93㎡
- ・その他 診療科目：内科、外科、整形外科、歯科

▶事業を振り返って

雄勝診療所(医科・歯科)は雄勝地区唯一の診療設備として整備するもので、本施設を整備することにより地域住民が安心して生活できる医療環境の確保が図られました。

また、本施設は、同様に災害復興事業として整備を進めている雄勝保育所と同一敷地内に一体的に整備し、隣地には雄勝小・中学校も整備しました。本施設を整備することは、医療機関の確保に加え、他に整備を進めている公共施設などとの相乗効果で、本震災によりほとんどの公共施設などが全壊した雄勝地区住民の生活基盤向上に向けた希望となり、本市が全市で取り組んでいる復興事業をけん引しました。

③寄磯診療所設置事業

寄磯診療所は本震災により施設が流失し、プレハブで診療を再開しました。その後、寄磯浜および前網浜地域の災害復興および地域住民が安心して生活できる医療環境の確保を目的とし、地域医療の中核を担う医療施設として整備しました。

- ・施設名 石巻市寄磯診療所
- ・所在地 石巻市寄磯浜赤島2番地1
- ・開院日 2016（平成28）年1月19日
- ・構造 木造、1階建て
- ・敷地面積 1,170.59㎡
- ・建築面積 127.73㎡
- ・延床面積 127.73㎡
- ・その他 診療科目：内科、外科



寄磯診療所

▶事業を振り返って

本施設は寄磯浜および前網浜地域唯一の診療施設として整備したもので、本施設を整備することにより地域住民が安心して生活できる医療環境の確保が図られました。

本施設を整備することは、医療環境の確保に加え、本震災により甚大な被害にあった同地域住民の生活基盤再生に向けた希望となり、本市が全市で取り組んでいる復興事業をけん引しました。

(2) 再生・発展期に向けた地域医療の復興

①石巻ロイヤル病院復旧事業

地震により被害を受けた病院施設を復旧するため、地域医療体制の確保、住民生活の安定を図る目的で修繕復旧費を助成しました。

- 2011（平成23）年度石巻ロイヤル病院（旧公立深谷病院）地震被害復旧事業費補助金
- ・交付額：25,930,000 円
- ・交付年月日：2012（平成24）年4月20日
- ・被害総額：104,302,800 円



石巻ロイヤル病院

◆被害額内訳

経費内訳	支出額(円)	算出内訳
インフラ等震災復旧工事	7,717,500	・建築関係工事 3階渡り廊下復旧、新館3階ダウンライト・天井復旧、新館1階天井復旧、新館3階病室引戸・防災垂れ壁復旧、西館1階普通ガラス・事務所間仕切壁復旧、放射線棟TV撮影室天井復旧、その他、天井電気器具調整・復旧
		・衛生設備関連工事 3階機械室修理、放射線棟通水工事、外構配管清掃工事、新館受水槽高架水槽点検、東館揚水ポンプ交換、スプリンクラー配管修理、クリーンエアコン撤去工事、東館受水槽周り修理工事
電設備点検修理	405,300	新館屋上、非常用発電設備点検修理
震災対応工事(補助対象分)	96,180,000	1、3階給湯空調修復工事、揚水ポンプ・受水槽更新工事、各所復旧工事、1階トイレ排水管破損復旧工事、1階TV撮影室(1・2)空調修復工事

▶事業を振り返って

石巻ロイヤル病院は、本市および東松島市ならびに女川町の地域住民の医療と健康保持の中核施設として地域医療サービスを提供してきた病院であり、年齢層の高い患者が多く、地域住民にとっては身近な医療機関として親しまれてきました。

本施設を整備したことで、地域医療の重要な役割を担う医療機関として機能回復が図られました。

②石巻市夜間急患センター整備事業

本震災によって機能を喪失し、被災後、日和が丘の仮設施設で診療を続けてきた夜間急患センターを石巻赤十字病院敷地内に移転再建しました。

- ・施設名 石巻市夜間急患センター
- ・所在地 石巻市蛇田字西道下 71 番地
- ・診療開始 2016 (平成 28) 年 12 月 1 日
- ・構造 鉄筋コンクリート造、2 階建て
- ・敷地面積 630.00㎡
- ・建物面積 740.66㎡ (1 階：412.50㎡
2 階：328.16㎡)
- ・その他 診療科目：内科、外科、小児科



夜間急患センター

▶事業を振り返って

診療機能を喪失した旧夜間急患センター（南浜町）の再建を目的に、その建設地を石巻赤十字病院敷地内としたことで、一次から三次までの救急医療施設を一カ所に集中させることができたと同時に、隣接する石巻赤十字病院との連携については緊密な協力体制が構築され、病診連携上の課題に対する迅速な協議が可能となるなど、救急医療の機能分担が進み、夜間・休日の急病に対する不安を解消し、市民生活の安定に寄与しています。

課題としては、安定した診療体制を維持するため、当直医師の安定確保や医療スタッフなどの計画的配置（採用）などが急務であること、また、夜間休日の急患に対する診療に特化するため、採算性が低く収支バランスを求めることは難しい施設である中で、診療報酬の確保や経費削減に努めるなど、近隣自治体と連携しながら、適切かつ長期的な運営を行っていくことが求められます。

③東部地区医療施設整備促進事業

本震災などの影響により医療体制が脆弱となった東部地域（湊、渡波、稲井、荻浜、田代、大川地域および雄勝、北上、牡鹿地区）への民間病院および民間診療所（医科に限る）の誘致を促進し、地域医療体制を確保するため、病院および診療所を新設する医師または医療法人に土地取得価格の1/2（上限5千万円）を補助し、医療施設整備を促進しました。

- ・補助事業期間 2014 (平成 26) 年度から 2020 (令和 2) 年度まで実施（震災復興計画期間内）
- ・条件 地域医療および地域包括ケアに寄与する施設であり 10 年以上開業する見込みがあること。

❖補助金交付実績

年度	金額(千円)	補助金支出日
2014(H26)	45,880	2015(H27)年4月6日
2017(H29)	25,389	2018(H30)年4月27日

▶事業を振り返って

医療体制の弱い東部地域への民間医療施設の誘致促進が、地域医療体制を確保するための手段となり、市民が安心して健やかに暮らせるまちづくりに寄与することができました。

しかし、わたのはクリニックが 2022 (令和 4) 年 3 月 31 日に廃止となり、地域住民の生活に少なからず影響が出ているものと考えられます。

これからの高齢社会の本格的な到来を踏まえ、在宅医療の需要が見込まれることから、医療機関の誘致や通院などの対応について、可能性を模索していく必要があります。

第2節 住まいの再建

1. 恒久住宅の復旧・復興

本震災により、住宅が全壊・流失するなど、多くの市民の住まいが失われました。一時的に応急仮設住宅や民間賃貸住宅などへ避難した被災者が、生活再建に向けた恒久的な居住環境を確保できるよう支援を行いました。市営住宅は、現地での修繕が可能なものは早急に復旧させるとともに、復興公営住宅を整備し、被災者の恒久住宅の円滑な確保を図りました。また、一般住宅についても、自主再建などへの支援を行いました。

(1) 住生活基本計画及び長寿命化計画の見直し

① 住生活基本計画及び長寿命化計画改訂事業

● 石巻市住生活基本計画改定業務

2008(平成 20)年 3 月に石巻市住生活基本計画を策定しましたが、本震災に起因して住環境に大きな変化があり、計画の見直しが必要となったことから 2013(平成 25)年度に改定しました。

● 石巻市公営住宅等長寿命化計画

2011(平成 23)年 2 月に石巻市公営住宅等長寿命化計画を策定しましたが、本震災に起因する既存の公営住宅の被害や新たな復興公営住宅の整備により見直しが必要となったことから 2017(平成 29)年度に改定し、さらに 5 年後の 2022(令和 4)年度に見直しを行っています。

▶ 事業を振り返って

2017(平成 29)年度に改定した長寿命化計画に基づき、既存の市営住宅などの入居者の住環境改善と適正な管理戸数の確保を目的とした「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」を策定し、2020(令和 2)年度より実施しています。

(2) 市営住宅の復旧整備

① 市営住宅災害復旧事業

被災した既設の市営住宅および改良住宅の災害復旧を実施しました。

● 市営住宅

- ・ 対象住宅 計 60 戸：蛇田住宅(1 戸)、新橋住宅(12 戸)、流留住宅(18 戸)、上井内住宅(2 戸)、稲井住宅(1 戸)、橋浦住宅(6 戸)、鹿妻住宅(20 戸)
- ・ 事業費(補助額) 49,899 千円(38,484 千円)
- ・ 事業期間 2011(平成 23)年 3 月 23 日～2012(平成 24)年 9 月 27 日

● 改良住宅

- ・ 対象住宅 鹿妻改良住宅(60 戸)
- ・ 事業費(補助額) 98,711 千円(88,839 千円)
- ・ 事業期間 2011(平成 23)年 4 月 22 日～2012(平成 24)年 9 月 27 日

▶ 事業を振り返って

既存の市営住宅などの災害復旧を実施したことで、入居者の居住の安定が図られました。

(3) 災害公営住宅の整備

① 高齢者生活支援施設等整備事業

被災者の日常生活上の利便性・安全性の確保、高齢者や障害者などのニーズに対応する生活支援サービスの提供を図るため、公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設の整備費の一部を補助しました。

市営中央第三復興住宅、高齢者生活支援施設を併設する市街地再開発事業について、2016（平成28）年9月に両施設が完成し、周辺住民および復興公営住宅に居住する高齢者などが安心して暮らせる住環境の整備が完了しました。

- ・施設名 花水木デイサービスセンターもとまち（市営中央第三復興住宅内併設）

- ・床面積 669㎡

▶事業を振り返って

被災者の日常生活上の利便性・安全性の確保、高齢者や障害者などのニーズに対応する生活支援サービスの提供が図られました。



市営中央第三復興住宅

② 災害公営住宅家賃低廉化事業

復興公営住宅に入居する低所得世帯の住まいの安定確保を図るため、地方公共団体の負担する経費の一部について国から補助を受けられる制度となっており、事業主体の財政負担の軽減が図られるとともに、災害公営住宅入居者の家賃の負担軽減および居住の安定に寄与しました。

- ・事業費 217.6 億円（うち補助金 189.5 億円）

▶事業を振り返って

事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、本震災により財産を失った被災者の居住の安定に寄与しました。

③ 借上公営型地域優良賃貸住宅事業

本市が整備する復興公営住宅のうち市街地部の 149 戸において、民間事業者へ建設費を補助し、完成した住宅を 20 年間借上げ、復興公営住宅としての早期供給を図りました。



根上り松復興住宅



沖六勺西復興住宅



沖六勺東復興住宅

- ・整備概要 中里七丁目復興住宅（中里七丁目11番1号）：5棟20戸
南中里一丁目復興住宅（南中里一丁目3番9号）：1棟48戸
根上り松復興住宅（湊字根上り松10番地1）：4棟20戸
沖六勺西復興住宅（渡波字沖六勺1番地101）：1棟35戸
沖六勺東復興住宅（渡波字沖六勺1番地111）：1棟26戸

▶事業を振り返って

民間事業者が設計・施工を一括で行うことにより、恒久住宅の整備促進が図られ、5 地区 149 戸について 2013 (平成 25) 年度中に入居開始となりました。また、将来的に危惧される過剰ストックの軽減にも寄与しました。

なお、借上期間満了後は全棟返還となることから、入居者に対して丁寧な説明を行うなど、「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」に準じた対応が必要となります。

④東日本大震災特別家賃低減事業

甚大な被害を受けた本市において、応急仮設住宅などに居住する低額所得（月 8 万円以下）の被災者が円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化しました。これにより、事業主体の財政負担の軽減が図られるとともに、被災者の居住の安定に寄与しました。

▶事業を振り返って

事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、本震災により財産を失った低所得の被災者延べ 16,498 世帯の家賃を 10 年かけて段階的に本来家賃とすることが可能となり、被災者の居住の安定に寄与しました。なお、国の制度では復興公営住宅の管理開始から 10 年間とされていましたが、被災世帯の生活の安定を取り戻すため、市独自に 20 年間の減免を実施しています。また、開始 11 年目以降の住宅の被災入居者については、市独自減免または一般減免を比較し減免額の大きい方を適用することとし、引き続き居住の安定を図ることとしています。

⑤復興公営住宅整備事業

2018 (平成 30) 年度までに 130 地区 4,456 戸（借上含む）を整備し、本震災により住宅を失った市民の方々に住宅が供給され、恒久住宅の復旧・復興の推進が図られました。また、住まいの再建に当たっては、高齢者が安心して暮らせる住まい、地域コミュニティの再生、地域の防災拠点の整備など多くの課題がありました。復興公営住宅の整備においても、これらの課題に対するべく新たな取組を行いました。

- ・整備戸数 市街地部 3,883 戸、半島沿岸部 573 戸、合計 4,456 戸
- ・事業費 1,251.9 億円（うち補助金 1,092.5 億円）

●共助型復興公営住宅の整備

本市が整備した復興公営住宅については、全住戸においてバリアフリー対応など高齢者に配慮した整備を行いました。しかし、入居後、特に高齢単身者においては、自立した生活を送りながらもひきこもりや孤独状態に陥ることが懸念されていました。こうした背景から、入居者同士が見守り、助け合う環境が創出される住宅供給を目的に、3 棟 42 戸（うち 1 棟は一般住宅と併設）の共助型住宅の整備を行いました。復興公営住宅は、入居者それぞれが自立した生活を送る住宅ですが、共助型住宅は、その機能を確保しながらも共有空間を介してコミュニティを形成し、入居者同士が見守り、助け合える環境形成に重点を置いた住宅です。

●災害への備え

津波浸水エリアに整備する中高層の復興公営住宅においては、津波避難ビル要件に合致する整備を積極的に行い、災害時の地域住民の避難を想定した「一次避難場所」を整備しました。



復興公営住宅内備蓄品



かまどベンチ

●地域開放型集会所

入居者のコミュニティ形成を目的に、大規模な住宅には集会所、小規模な住宅においても集會室を積極的に整備しました。集会所などの整備により団地内の交流は図られますが、周辺地域との交流に消極になる懸念がありました。一方、町内会などの集会所は、本震災により被災し、再建するための建設用地および建設費の確保が困難となっている地域もあり、復興公営住宅の集会所を地域開放するよう要望があったことから、地域ニーズに応じて町内会などに開放することを念頭に整備を行い、入居者も含めた地域住民の交流の場となっています。



復興公営住宅内集会所

●入居者意向の反映

半島沿岸部の復興公営住宅は、入居希望を把握して整備を行うことから、整備着手時点で入居予定者が決定していました。木造戸建てまたは長屋住宅で整備することを基本としており、可能な限り入居予定者の意向を反映して整備を進めました。団地ごとにワークショップを開催し、敷地形状に合わせた標準プランを設定し、床仕上げや外構仕上げなどについて要望を聞き取り、設計に反映させました。

被災後人口流出が続く半島沿岸部において、住み続けたい方への意向に沿うことで定住促進につながることを期待しました。

●地域特性に配慮した整備

・地場産材の活用

半島沿岸部の雄勝地区では、古くから雄勝石が産出されています。黒色で光沢がある硬質の石材であり、耐久性も高いことから東京駅丸の内駅舎屋根材にも使用されています。

地元の商工会から雄勝石を使用した景観づくりの推進についての要望もあり、行政施設、観光施設が集約され雄勝地区の拠点となる伊勢畑地域に整備される住宅の外装材の一部に活用しました。

・漁業従事者への配慮

半島沿岸部の入居者は漁業従事者が多く、震災前はほとんどの方が戸建て住宅での生活でした。自宅で魚介類の加工作業などを行うことが日常であったため、復興公営住宅においても作業可能な設備設置要望があり、「外流し」の整備を行いました。

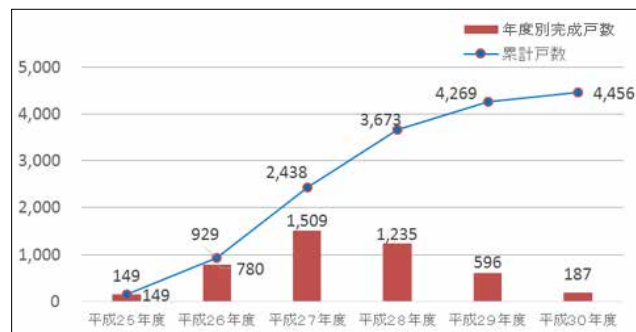


外流し(雄勝中央復興住宅)

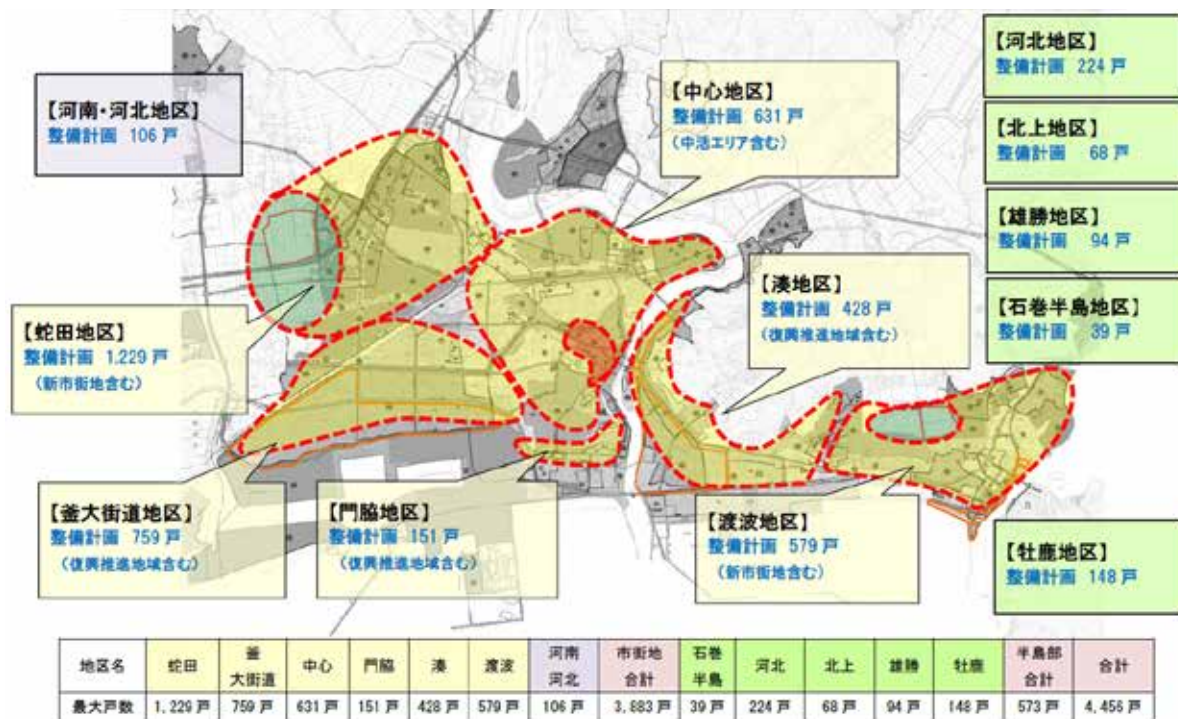
▶事業を振り返って

被災者の早急な住まいの確保が必要でしたが、従来型の発注方法のみでは早期供給は困難だったことから、市の直接発注による整備や宮城県や独立行政法人都市再生機構などの公的主体による整備を進める一方、公募型の借上・買取方式による民間事業者と連携しました。

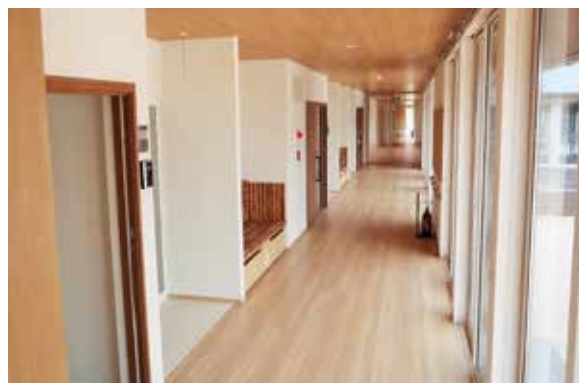
❖復興公営住宅年度別完成戸数



❖復興公営住宅地区別整備計画戸数



新西前沼第三復興住宅1・2号棟



新西前沼第三復興住宅1号棟内部

(4) 民間住宅の復興の推進

①住宅再建支援事業

被災者の住宅再建に係る事業は従前より制定されていましたが、本震災ではこれまでの制度では対象とならない、津波などによる住まいに甚大な被害を受けた被災者が多数存在しました。このことから、国と県は津波浸水区域などの被災者の早期復興に資するための復興基金を創設し、本市は当財源により独自補助金を制定し、被災した住宅の早期復興に資するため、被災住宅の再建資金の一部を補助することにより負担軽減を図り、本市への定住促進を促しました。

■東日本大震災被災者住宅再建事業補助金

●対象者（以下の全てに該当する方）

- (a) 本震災により全壊、大規模半壊または半壊のり災判定を受けた住宅に自己または親族が居住していた方（2022（令和4）年度のみ、浸水区域内での被災に限定）。
- (b) 市内（災害危険区域で被災された方であっては市外でも可）で被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入を行った方、または被災住宅の補修を行った方。
- (c) 防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない方、またはこれらの事業の補助金額が本事業の補助金額に満たない方。
- (d) 市区町村税などに滞納がない方。
- (e) 暴力団員などでない方。

●補助金の額

・新築または購入した場合（(a) と (b) のどちらか）

- (a) 利子補給補助 金融機関から借り入れた資金（住宅用地の購入経費を含む）の利子相当額および移転・除却費用を補助する。

補助金上限額 300 万円 → 444 万円（2015（平成 27）年 4 月 1 日拡充）

- (b) 取得費用補助 住宅再建に要した資金から被災者生活再建支援金加算支援金の金額を控除した金額および移転・除却費用を補助する。

※金融機関から住宅再建資金を借り入れなかった場合などに該当。

補助金上限額 150 万円 → 250 万円（2015（平成 27）年 4 月 1 日拡充）

- (c) かさ上げ工事などを行った場合 津波浸水区域内で被災住宅を再建するためにかさ上げ工事など（擁壁築造を含む盛土工事、高基礎工事、曳き家または揚げ家工事）を行なった場合に工事費用の1/2を補助。

※1/2補助を1/1補助に引き上げ（2015（平成 27）年 4 月 1 日拡充）。

補助金上限額 100 万円

・補修した場合（(a) と (b) のどちらか）

- (a) 利子補給補助 金融機関から借り入れた資金の利子相当額および移転費用を補助する。

補助金上限額 150 万円

- (b) 補修費用補助 住宅再建に要した資金から被災者生活再建支援金加算支援金の金額を控除した金額の1/2および移転費用を補助。

※1/2補助を1/1補助に引き上げ（2015（平成 27）年 4 月 1 日拡充）。

※金融機関から住宅再建資金を借り入れなかった場合などに該当。

補助金上限額 100 万円

■東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金

災害危険区域内の被災世帯であっても、災害危険区域の指定日（2012（平成 24）年 12 月 1 日）前に移転し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの支援を受けることができない被災者を対象とする支援事業。

●対象者（以下の全てに該当する方）

- (a) 本震災の発災時（2011（平成 23）年 3 月 11 日）に災害危険区域にある住宅に居住していた方。
- (b) 災害危険区域外に住宅を再建し、2012（平成 24）年 11 月 30 日以前に住宅再建に係る契約を締結した方。
- (c) 補助金を受けようとする住宅再建について、石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金を受けていない方。
- (d) 市区町村税などに滞納がない方。
- (e) 暴力団員などでない方。

●補助金の額

- (a) 利子補給補助 住宅再建に要する資金を金融機関から借り入れた場合の利子相当額を補助する。

補助金額 建物取得1戸当たり上限 444 万円

土地取得1戸当たり上限 206 万円

敷地造成1戸当たり上限 58 万円

- (b) 移転・除却費補助 引越し代、除却などに要した費用を補助する。

補助金額 1戸当たり上限 78 万円

◆被災者住宅再建事業補助金実績

年度	建設件数	補修件数	合計件数	交付金額(千円)
2013(H25)	2,193	3,655	5,848	7,794,672
2014(H26)	988	662	1,650	3,118,689
2015(H27)	770	514	1,284	6,546,320
2016(H28)	688	271	959	2,507,095
2017(H29)	757	177	934	2,606,637
2018(H30)	630	496	1,126	2,716,660
2019(R元)	506	302	808	2,122,974
2020(R2)	421	167	588	1,743,216
2021(R3)	409	80	489	1,707,781
2022(R4)	202	24	226	814,811
合計	7,564	6,348	13,912	31,678,855

▶事業を振り返って

本事業を行うことで、被災者の住宅再建支援の一助となりました。なお、本事業は 2020（令和 2）年度で終了する予定でありましたが、コロナ禍やウッドショックの影響から期間内に再建が間に合わない一部の被災者が存在することから、財源の活用期間の延長を要望し、2022（令和 4）年度まで実施しました。

②津波浸水区域被災住宅小規模補修費補助金交付事業

津波浸水区域内の全壊または大規模半壊世帯で、加算支援金受給者のうち、被災者住宅再建事業補助金を利用していない世帯が、新たに被災住宅を一定額の範囲内で小規模の補修をした場合に補助金を交付しました。

❖補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
2018(H30)	617	320,964,688
2019(R元)	251	130,330,231
合計	868	451,294,919

▶事業を振り返って

経済面などの理由により、被災者住宅再建事業(市独自制度)の利用による住宅修繕ができなかった世帯が、本制度の利用により住宅再建を行うことができましたが、大規模修繕が必要な世帯については、修繕を希望する全てへ対応はできず、優先順位をつけた上での部分修繕となることがありました。

③復興公営住宅等移転支援事業

応急仮設住宅から復興公営住宅への移転に伴う経済的負担を軽減し、応急仮設住宅の早期解消と復興公営住宅などの恒久住宅への移転を促すため、引越し費用および引越しに伴う諸費用として、1世帯当たり10万円を上限として補助しました。

❖補助金交付実績

年度	件数	金額(千円)
2014(H26)	130	13,000,000
2015(H27)	884	85,163,000
2016(H28)	1,004	97,302,000
2017(H29)	486	47,748,000
2018(H30)	366	34,729,000
2019(R元)	58	5,395,000
合計	2,928	283,337,000

▶事業を振り返って

本制度により被災者が応急仮設住宅などから復興公営住宅に移転するための費用を補助することで、円滑な移転による生活再建への効果が得られました。

④木造住宅耐震診断事業

住宅の地震に対する安全性の確保および向上を図るため、木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、市が耐震診断士を派遣して耐震診断および耐震改修計画の作成を行いました。

- ・補助率 国 1/2 (社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業:基幹事業))
県 1/4 (みやぎ木造住宅耐震診断助成事業補助金)
その他:啓発事業費 30,000 円(国費 1/2 15,000 円、市費 1/2 15,000 円)

❖事業実績

年度	診断件数	助成額(円)	内訳			備考
			国庫補助(円)	県補助(円)	市費(円)	
2009(H21)	60	8,128,000	4,064,000	2,032,000	2,032,000	
2010(H22)	55	7,480,000	3,740,000	1,870,000	1,870,000	
2011(H23)	—	—	—	—	—	震災により休止
2012(H24)	26	3,536,000	1,768,000	884,000	884,000	
2013(H25)	29	3,944,000	1,972,000	986,000	986,000	
2014(H26)	10	1,400,000	700,000	350,000	350,000	
2015(H27)	13	1,820,000	910,000	455,000	455,000	
2016(H28)	16	2,240,000	1,120,000	560,000	560,000	
2017(H29)	9	1,260,000	630,000	315,000	315,000	
2018(H30)	27	3,780,000	1,890,000	945,000	945,000	
2019(R元)	35	5,248,800	2,624,000	1,234,000	1,390,800	
2020(R2)	25	3,780,500	1,890,000	890,000	1,000,500	
2021(R3)	32	4,867,600	2,433,000	1,139,200	1,295,400	
2022(R4)	39	5,923,200	2,956,000	1,388,400	1,578,800	

▶事業を振り返って

2019(令和元)年度から耐震診断費用を無償化したことにより、耐震診断の実施件数が増加しました。1981(昭和56)年5月31日以前に着工した住宅の所有者へ、個別訪問による説明対応およびダイレクトメールによる通知を行った結果、申込件数の増加が見込めました。

⑤木造住宅耐震改修工事助成事業

大規模な地震による住宅被害を減少させるため、市の助成事業で耐震診断を実施後、耐震改修工事または建替工事を希望する方に補助金を交付し、住宅の耐震化を促進しました。

❖事業実績

年度	改修件数	助成額(円)	内訳			備考
			国庫補助(円)	県補助(円)	市費(円)	
2009(H21)	11	4,224,000	564,000	276,000	3,384,000	
2010(H22)	20	8,459,000	3,502,000	676,000	4,281,000	
2011(H23)	—	—	—	—	—	震災により休止
2012(H24)	6	3,000,000	1,200,000	600,000	1,200,000	
2013(H25)	4	2,500,000	800,000	900,000	800,000	
2014(H26)	6	3,625,000	1,115,000	1,394,000	1,116,000	
2015(H27)	6	3,900,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000	
2016(H28)	4	2,500,000	800,000	900,000	800,000	
2017(H29)	4	2,600,000	800,000	1,000,000	800,000	
2018(H30)	5	5,500,000	2,500,000	1,250,000	1,750,000	
2019(R元)	14	15,400,000	7,000,000	3,500,000	4,900,000	
2020(R2)	7	7,700,000	3,500,000	1,750,000	2,450,000	
2021(R3)	14	15,400,000	7,000,000	3,500,000	4,900,000	
2022(R4)	9	9,402,000	4,274,000	2,136,000	2,992,000	

▶事業を振り返って

耐震診断を行い、耐震改修が必要であると判断された住宅の所有者のうち、耐震改修を実施しない所有者へ宮城県と本市連名で改修工事啓発文書により通知を行うことにより、耐震改修工事の促進を図りました。耐震診断の結果、改修が必要となった方へ耐震の必要性について、今後も丁寧な説明、積極的なPRなどの啓蒙活動が必要です。

⑥がけ地近接等危険住宅移転事業

本震災の津波などにより甚大な被害を受けた地域であって、今後、住民の生命などに危険を及ぼす恐れのある災害危険区域に所在する住宅などの移転を行う住民に対し、早期の住宅再建を図るため、住民の自助努力による住宅の移転を支援する補助金を交付しました。

- ・補助金交付実績 693件、3,086,742千円

▶事業を振り返って

自助努力による早期の住宅再建を望む住民に対する移転支援策として補助金の交付を行うことにより、早期移転が図られました。

第3節 職の再建

1. 雇用の維持と創出

休業状態の長期化により、直接的に被害を受けた事業者に加え、間接的に経営環境が悪化する事業者も増加し、安定した雇用の場を地域内に確保することが難しい状況となりました。事業再建に向けた取組に対する支援として、融資あっせん制度に災害関連融資枠を創設し、事業資金の円滑化に取り組みました。また、新たな産業拠点となる用地を整備し、積極的な企業誘致による雇用の創出に努めるとともに、被災求職者を雇用する企業への支援も行いました。

❖石巻公共職業安定所管内の求人倍率の推移

年月	新規求人倍率(倍)	有効求人倍率(倍)	全国平均 有効求人倍率(倍)	備考
2011(H23)年 2月	0.72	0.43	0.62	震災前
2011(H23)年 4月	0.25	0.28	0.61	最低時
2011(H23)年 9月	1.74	0.59	0.67	半年
2012(H24)年 3月	1.69	0.78	0.76	1年
2013(H25)年 3月	2.06	1.67	0.86	2年
2016(H28)年 12月	3.38	2.24	1.43	最高時
2024(R6)年 1月	2.20	1.59	1.27	最新

・状況

被災直後から改善傾向を示し、1年経過頃から全国を上回るほどに急上昇し、一時全国平均を下回ったものの、現在は上回っています。建設・土木関係、医療・介護関係および水産加工関係は求人倍率が高い一方、事務職、運搬・清掃などは求人倍率が低く、業種によるミスマッチが依然として続いています。

❖求人・求職の状況



(1) 雇用維持のための支援

① 融資あっせん制度拡充事業

本震災により被害を受けた事業者を支援するため、市の融資あっせん制度に災害関連枠を創設し、保証料補給および利子補給を行いました。

❖ 災害関連枠分実績

年度	預託額 (千円)	融資枠 (千円)	融資実行		保証料補給	損失補償金支出		利子補給	
			件数	融資総額 (千円)	補給金額 (円)	件数	支出金額 (円)	件数	支払金額 (円)
2011(H23)	500,000	5,000,000	211	815,060	10,288,014	0	0	152	2,211,661
2012(H24)	300,000	3,000,000	81	292,900	3,306,076	0	0	270	11,474,936
2013(H25)	100,000	1,000,000	10	42,300	560,456	0	0	290	12,135,073
2014(H26)	100,000	1,000,000	10	80,000	1,265,191	0	0	287	8,810,314
2015(H27)	100,000	1,000,000	12	65,060	932,555	1	59,300	139	3,141,848
2016(H28)	100,000	1,000,000	13	64,500	805,247	3	273,789	50	2,044,339
2017(H29)	100,000	1,000,000	30	235,520	2,820,304	0	0	48	2,548,345
2018(H30)	100,000	1,000,000	34	260,960	3,381,878	1	20,132	66	4,595,201
2019(R元)	387,500	3,875,000	340	4,692,580	118,270,851	2	76,231	234	13,025,928
2020(R2)	630,000	6,300,000	88	1,307,135	34,734,208	0	0	453	68,050,737

▶ 事業を振り返って

融資件数は、制度開始当初の2011(平成23)、2012(平成24)年度に多く、その後10～34件と安定的に推移し、融資を必要とする事業者への継続的な支援が図られました。また、2019(令和元)年度には補助を拡充したため、340件と大幅に増加しました。今後は、市内企業の実情に鑑み条件などを検討しながら、有事の際には速やかな支援を行う必要があります。なお、災害関連枠は2020(令和2)年度で終了したものの、有事の際に速やかに事業者支援を行えるよう、2021(令和3)年度からは激甚災害などに起因して発動される「災害対応資金」を創設しました。

(2) 雇用の創出

① 企業誘致促進事業

市内における企業の立地を促進することにより、雇用の創出、定住人口および交流人口の増加など、市の産業振興および活性化を図りました。

❖ 企業訪問件数

(単位：件)

年度 都道府県	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	合計
青森	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
岩手	—	—	—	—	1	—	—	1	4	6
秋田	—	—	—	—	—	—	—	1	2	3
宮城	70	204	121	138	132	68	60	141	64	998
山形	—	—	1	—	—	—	—	5	3	9
福島	—	—	—	—	—	—	—	1	7	8
埼玉	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
千葉	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
東京	8	1	2	10	9	7	7	4	—	48
長野	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
静岡	2	—	—	1	—	—	—	—	—	3
愛知	3	3	2	3	1	—	4	3	—	19
大阪	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
兵庫	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
島根	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
合計	83	209	126	152	143	75	71	161	83	1,103

❖ 企業立地実績

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	合計
件数	16	8	3	9	7	20	8	9	10	90

❖ 雇用創出実績

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	合計
人数	285	96	5	59	64	62	21	25	25	642

❖石巻市における産業拠点の概念図



▶事業を振り返って

産業用地は応急仮設住宅やがれき置き場となっていた時期もありましたが、2012(平成24)年度から2020(令和2)年度までの9年間で90件の企業立地および642人の雇用がなされ、地域の雇用が創出されました。当時、石巻トゥモロビジネスタウンは応急仮設住宅用地として活用されましたが、市全体の応急仮設住宅の集約に関する方針が定まっていなかったため、応急仮設住宅の撤去時期の見通しが立たず、企業誘致ができない状態にあった経過があります。

産業ゾーンなどの被災元地については、将来的な津波リスクを敬遠する企業が多く、さらには県内の他の産業用地と比べて価格が高く、立地が進まない状況にあります。このことから、2021(令和3)年10月に「石巻市企業立地等促進条例」を改正し、用地取得費助成金を創設しましたが、2023(令和5)年12月現在で活用実績はないので、企業訪問時などに積極的なPRを行っていきます。

本市には強固な地盤の産業用地が少ないため、重点誘致業種としている電子部品製造業や自動車関連などのニーズに即応することが難しい状況にあります。このことから、2022(令和4)年度に産業団地適地選定調査を実施し、内陸部の産業団地に適した土地を調査しているところです。

被災市街地復興土地区画整理事業で造成した上釜南部地区、下釜南部地区および湊西地区の産業ゾーンについては、従前地権者の換地計画の兼ね合いで、同事業内で分譲区画割を施行していることから、企業の意向に沿わない分譲地の土地形状が散見され、企業との折衝に苦労しています。また、インフラや道路の乗入口も同様で、用地分譲希望者の意向に沿わない事例も散見されます。

❖参考：石巻市企業立地等促進条例の改正（2021（令和3）年10月1日施行）

	二線堤海側 災害危険区 域内（半島 沿岸部含む）	二線堤海側 災害危険区 域以外地域	制度概要
①企業立地助成金	○(対象)	○(対象)	「新設」「増設」「移設」した場合、投下固定資産に課せられた固定資産税額と同額を5年間交付(限度額なし)
②上水道料金助成金	○(対象)	対象外	「新設」のみ対象。上水道料金または淡水化、地下水利用の維持・運用費が対象経費で、上水道料金の50%相当額を5年間交付(限度額:1,000万円/年)
③雇用奨励助成金	○(対象) 1人当たり 40万円	○(対象) 1人当たり 20万円	「新設」「増設」「移設」し、新規雇用者を1年間継続雇用した場合 「新設」の場合:新規雇用者1人当たり100万円(限度額なし) 「増設」「移設」の場合:新規雇用者1人当たり20万円(限度額なし)
④環境対策助成金	○(対象)	○(対象)	「新設」した場合、環境対策設備(太陽光発電などの再生可能エネルギー設備、公害防止およびそれに附属する設備、空気調和設備の設置、緑化に要する経費)に要した費用の50%相当額(限度1,000万円) ※1回に限り交付
⑤事業継続対策助成金	○(対象)	対象外	「新設」「増設」「移設」した場合、事業継続対策に係る設備などに要した費用の50%相当額(限度1,000万円) ※1回に限り交付
⑥用地取得費助成金	○(対象)	対象外	「新設」「増設」「移設」した場合、限度額:1億円で、用地取得費の一部を助成 新設:「 $\frac{\text{用地取得費}}{\text{m}^2} - 12,000\text{円/m}^2$ 」 $\times$ 用地取得面積 $\times$ 新設:50% 増設・移設:「 $\frac{\text{用地取得費}}{\text{m}^2} - 12,000\text{円/m}^2$ 」 $\times$ 用地取得面積 $\times$ 増設・移設:25%
⑦情報関連・バックオフィス等企業立地促進助成金	○(対象)	○(対象)	①企業立地への助成金(「新設」「増設」「移設」に要した投下固定資産部分が対象) 投下固定資産額 $\times$ 10%相当額(限度1,000万円) ※1回に限り交付
	○(対象)	○(対象)	②事業所の賃貸借への助成金(「新設」「増設」「移設」した場合) 年額賃料 $\times$ 10%相当額を5年間交付(限度額:100万/年)
	○(対象) 1人当たり 40万円	○(対象) 1人当たり 20万円	③「新設」「増設」「移設」し、新規雇用者を1年間継続雇用した場合 「新設」の場合:新規雇用者1人当たり100万円(限度額なし) 「増設」「移設」の場合:新規雇用者1人当たり20万円(限度額なし)

※二線堤海側災害危険区域内は、産業ゾーン(上釜南部・下釜南部・湊西地区)を含む。

※下線:2021(令和3)年10月1日から施行。2021(令和3)年9月30日以前の指定企業者は経過措置として従前の例による。

※①～⑥と⑦は指定企業者要件が分かれており、助成金の併給はできない。

②緊急雇用創出事業

本事業は、宮城県緊急雇用創出事業により補助を受ける市町村版事業復興型雇用創出助成金として、被災地域において安定的な雇用を創出することおよび地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、被災した求職者を雇い入れた市内事業者に対して、雇入れに係る3年間の費用の一部を交付しました。

❖助成金交付実績

年度		2013 (H25) 決定	2014 (H26) 決定	2015 (H27) 決定	2016 (H28) 決定	2017 (H29) 決定	2018 (H30) 決定	2019 (R元) 決定	合計
2013 (H25)実績	人数(人)	48	—	—	—	—	—	—	48
	交付額(千円)	38,643	—	—	—	—	—	—	38,643
2014 (H26)実績	人数(人)	46	53	—	—	—	—	—	99
	交付額(千円)	32,052	39,016	—	—	—	—	—	71,068
2015 (H27)実績	人数(人)	35	43	29	—	—	—	—	107
	交付額(千円)	13,429	24,722	17,142	—	—	—	—	55,293
2016 (H28)実績	人数(人)	13	23	22	19	—	—	—	77
	交付額(千円)	2,067	8,007	10,547	3,822	—	—	—	24,443
2017 (H29)実績	人数(人)	—	9	13	15	8	—	—	45
	交付額(千円)	—	1,049	4,053	4,605	2,524	—	—	12,231
2018 (H30)実績	人数(人)	—	—	1	6	6	9	—	22
	交付額(千円)	—	—	206	1,579	1,519	3,662	—	6,966
2019 (R元)実績	人数(人)	—	—	—	6	3	6	1	16
	交付額(千円)	—	—	—	482	663	1,646	183	2,974
2020 (R2)実績	人数(人)	—	—	—	—	1	3	1	5
	交付額(千円)	—	—	—	—	86	470	17	573
2021 (R3)実績	人数(人)	—	—	—	—	—	—	1	1
	交付額(千円)	—	—	—	—	—	—	0	0
合計	人数(人)	142	128	65	46	18	18	3	420
	交付額(千円)	86,191	72,794	31,948	10,488	4,792	5,778	200	212,191

※市町村版事業復興型雇用創出助成金として各市町村要綱に基づく間接補助事業として実施していたが、2019(令和元)年度より県事業に移行された。

※2019(令和元)年以降の新規の受付および交付事務は県に移行され、本市受付済みの対象者分に係る交付事務は2021(令和3)年度まで継続となった。

※2021(令和3)年7月をもって対象期間の3年間(36月)が終了したことにより、本市としての事業は2021(令和3)年度で終了となった。

▶事業を振り返って

本市の産業政策の支援対象事業者であることが本補助金交付条件であったことに基づき、交付開始当初の2013(平成25)年度事業計画では400人を見込んでいたものの、小規模零細事業所において雇入れが少なかったことや、その他の雇入れに係る支援制度を利用していたことなどから、想定より申請数が少ない結果となりました。しかしながら、支援対象となる事業主に対するダイレクトメールによる事業の周知や申込制の事業説明会を実施するなどの取り組みを行い、被災地域の安定的な雇用の創出に一定の効果はあったものと考えます。

第4節 各種公共施設の復旧と復興

1. 行政庁舎の復旧整備

被災した市役所本庁舎の施設設備の応急修繕を速やかに進めるとともに、議会棟の整備も行いました。総合支所および支所の庁舎は、雄勝総合支所、北上総合支所が全壊し、稲井支所および荻浜支所は仮設支所による業務再開を余儀なくされました。復旧に当たっては、総合支所などの機能と配置などについて、地域の状況を踏まえながら整備を推進しました。

(1) 本庁舎の復旧整備

①本庁舎施設設備復旧事業

地震により甚大な被害を受けた市役所本庁舎の施設設備および議会棟の復旧整備を行いました。

●本庁舎施設設備の応急復旧

- ・施設修繕 6階内装撤去修繕、外壁修繕、太陽光発電パネル一時撤去など
- ・設備修繕 エレベーター、エスカレーター

●議会棟の整備

- ・建築工事費 571,202,100円
- ・電気設備 134,549,100円
- ・機械設備 88,395,300円
- ・工期 2013(平成25)年1月22日～2014(平成26)年1月31日

(2) 総合支所庁舎等の復旧整備

①稲井支所整備事業

本震災により全壊した稲井支所を稲井公民館に併設し、複合施設として再建整備を行いました。

- ・施設名 稲井支所
- ・所在地 石巻市新栄一丁目25番地7
- ・供用開始日 2015(平成27)年7月21日
- ・構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、2階建て
- ・延床面積 366.87㎡(公民館供用分を含め390.27㎡)
- ・施設概要 1階：執務室、応接室、待合スペース、トイレなど
2階：会議室、書庫、倉庫



稲井支所

▶事業を振り返って

支所を公民館と併設し、複合施設として整備したことで効率的な施設となり、地域住民への行政サービスの向上が図られました。今後は稲井地域のまちづくりの中核施設として活用が図られます。

②荻浜支所整備事業

本震災で被災した支所庁舎を荻浜公民館との複合施設として、防災集団移転促進事業で造成する荻浜高台移転地内に建設しました。

- ・施設名 荻浜支所
- ・所在地 石巻市荻浜字白浜山7番地2
- ・供用開始日 2018(平成30)年10月1日
- ・構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄筋造)、平屋建て
- ・敷地面積 2,870.53㎡
- ・延床面積 859.00㎡(支所:294.00㎡、公民館:565.00㎡)



荻浜支所

③雄勝総合支所整備事業

雄勝総合支所・公民館は、津波により大きな被害を受けたことから、伊勢畑地域に防災集団移転促進事業により整備する拠点エリアに総合支所と公民館の複合施設として整備しました。

1階には総合支所、雄勝郵便局および社会福祉協議会雄勝支所が併設し、地域の特産品をPRするため、玄関の左右両側の外壁と雄勝郵便局側の内壁の一部には雄勝石のスレートを使用しています。2階は雄勝公民館と図書館雄勝分館のエリアで、雄勝湾を一望する高台の立地を生かした展望テラスや、北側にある雄勝中央復興住宅前の道路から直接2階に行ける通路を設置しました。



雄勝総合支所

- ・施設名 雄勝総合支所
- ・所在地 石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42
- ・供用開始日 2021(令和3)年3月22日
- ・構造 鉄骨造、2階建て
- ・敷地面積 2,759.74㎡
- ・延床面積 1,136.46㎡(総合支所分)
- ・施設概要 執務室、会議室、書庫等、社会福祉協議会貸付分、郵便局貸付分

▶事業を振り返って

2021(令和3)年4月に道の駅としてスタートした硯上の里おがつの「雄勝硯伝統産業会館」と「雄勝観光物産交流館」に近く、住民サービスの向上や地域活性化の新たな拠点として、大きな役割を果たしています。

④北上総合支所整備事業

北上川沿いにあった北上総合支所は津波により大きな被害を受けたことから、高台のにつこりサンパークに北上小学校や子ども園などとともに公共施設を集約し、震災前の総合支所と同様に公民館との複合施設として整備しました。

- ・施設名 北上総合支所
- ・所在地 石巻市北上町十三浜字小田 93 番地 4
- ・供用開始日 2020(令和 2)年 4 月 13 日
- ・構造 鉄筋コンクリート造、地上 2 階、地下 1 階建て
- ・敷地面積 8,564.55㎡
- ・延床面積 575.84㎡



北上総合支所

⑤牡鹿総合支所大原出張所災害復旧事業

本震災により被災した牡鹿総合支所大原出張所を従前地において再整備しました。従前の出張所敷地を津波浸水高以上とするための造成工事を行い、多目的トイレの設置やバリアフリーを取り入れた設計としました。

- ・施設名 牡鹿総合支所大原出張所
- ・所在地 石巻市大原浜字町 16 番地 3
- ・供用開始日 2019(平成 31)年 4 月 8 日
- ・構造 木造、平屋建て
- ・敷地面積 281.77㎡
- ・延床面積 77.76㎡



牡鹿総合支所大原出張所

⑥総合支所等庁舎復旧整備事業

地震・津波により全壊した総合支所および支所の行政機能を応急復旧させるため、仮設庁舎借上などの対応を行いました。

■雄勝総合支所

- ・仮設庁舎借上げ 2011(平成23)年7月8日～2020(令和2)年12月31日、賃料 121,303,124 円
- ・仮設庁舎用備品借上げ 2011(平成23)年5月12日～2020(令和2)年12月31日、賃料 4,179,000 円

■北上総合支所

- ・仮設庁舎借上げ 2011(平成23)年6月1日～2020(令和2)年4月30日、賃料 138,914,000 円
- ・仮設庁舎用備品借上げ 2011(平成23)年6月1日～2020(令和2)年4月30日、賃料 22,018,803 円

■稲井支所

- ・仮設庁舎借上げ 2011(平成23)年9月1日～2013(平成25)年8月31日、賃料 10,920,000 円
- ・仮設庁舎用備品借上げ 2011(平成23)年9月1日～2013(平成25)年8月31日、賃料 2,024,794 円

■荻浜支所

- ・仮設庁舎借上げ 2011(平成23)年10月1日～2018(平成30)年11月30日、賃料 43,358,507 円
- ・仮設庁舎用備品借上げ 2011(平成23)年10月1日～2018(平成30)年11月30日、賃料 10,961,947 円

2. 消防施設等の復旧・再編

本震災により数多くの消防署・消防団の施設や車両などが被災し、特に被害の大きな沿岸部の消防力が低下しました。消防署所の復旧については、再編を考慮し消防庁舎などの整備を推進しました。

また、消防車両についても、再編を踏まえた適切な配置を行いました。

(1) 消防署所施設・車両の復旧・再編整備

① 消防署所再編整備事業

消防署所管轄の再編による石巻消防署中央出張所の廃止に伴う解体、湊出張所、渡波出張所の統合による再編に伴う両出張所の解体を実施し、流失した各施設などを含め整備を行いました。

■ 石巻東消防署

消防署の再編による湊出張所・渡波出張所を統合しました。

- ・所在地 石巻市さくら町一丁目7番地
- ・運用開始日 2016(平成28)年9月1日
- ・構造 庁舎：鉄筋コンクリート造、2階建て
訓練塔：鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、
5階建て
- ・敷地面積 5,343.12㎡
- ・延床面積 庁舎 1,098.50㎡、訓練塔 415.72㎡



石巻東消防署

■ 石巻消防署西分署

蛇田地区管轄再編による整備で、管轄の再編により石巻消防署中央出張所は廃止しました。

- ・所在地 石巻市向陽町五丁目12番1号
- ・運用開始日 2015(平成27)年5月1日
- ・構造 庁舎：鉄筋コンクリート造、2階建て
- ・敷地面積 2,417.19㎡
- ・延床面積 890.62㎡



石巻消防署西分署

■ 石巻東消防署牡鹿出張所(旧女川消防署牡鹿出張所)

流失した出張所の復旧を行い、石巻東消防署牡鹿出張所に名称を変更しました。

- ・所在地 石巻市鮎川浜清崎山6番地2
- ・運用開始日 2015(平成27)年11月1日
- ・構造 庁舎：鉄骨造、平屋建て
- ・敷地面積 2,711.43㎡
- ・延床面積 593.00㎡



石巻東消防署牡鹿出張所

■河北消防署雄勝出張所（旧女川消防署雄勝出張所）

流失した出張所の復旧を行い、河北消防署雄勝出張所に名称を変更しました。

- ・所 在 地 石巻市雄勝町雄勝字下雄勝 12 番地 40
- ・運用開始日 2019(平成 31)年 4 月 1 日
- ・構 造 庁舎：鉄骨造、2 階建て
- ・敷地面積 1,101.11㎡
- ・延床面積 441.22㎡



河北消防署雄勝出張所

■河北消防署北上出張所

流失した出張所の復旧を行いました。

- ・所 在 地 石巻市北上町十三浜字小田 93 番地 4
- ・運用開始日 2020(令和 2)年 3 月 19 日
- ・構 造 庁舎：鉄筋コンクリート造、平屋建て
- ・敷地面積 1,332.32㎡
- ・延床面積 389.08㎡



河北消防署北上出張所

▶事業を振り返って

流失した消防署所の復旧および石巻地区における消防署所の再編の実施により、消防拠点の充実と急激な人口増加地区への消防力の強化および石巻管内署所の消防力の適正な配置が図られました。

②消防車両配置計画および車両整備計画（実施者：石巻地区広域行政事務組合消防本部）

本震災により、消防車両総台数 74 台のうち、約 1/3 に当たる 23 台が被災しました。管内地域および住民に対し、公共安定と災害発生時に被害の拡大を防ぎ、住民の生命を保護するため、早期に消防活動の機動力および消火能力を整備しました。



石巻東消防署の救助工作車
提供：石巻地区広域行政事務組合消防本部

❖消防車両総台数推移

時期	消防車両総台数
2011(H23)年2月末(震災前)	74台
2010(H22)年度末(震災直後)	51台(23台被災・喪失)
2012(H24)年度末	73台(災害復旧購入、寄贈などにより震災前と同程度まで整備)



北上出張所の高規格救急自動車
提供：石巻地区広域行政事務組合消防本部

▶事業を振り返って

消防体制の充実強化が図られ、災害活動時における機動力の充実、通常業務における広範囲な利用など、圏域住民への適正な消防活動を提供できるようになりました。

なお、本震災での経験から水難救助の強化として、救助隊で装備している折りたたみ式のアルミボートを FRP 製のボートへ強化し、職員全員ヘラライフジャケットを装備しました。また、2012(平成 24)年度からは、救助隊において潜水救助活動を開始し、水難救助に対して強化に当たっています。さらに、2019(令和元)年度には、石巻消防署特別救助隊を高度救助隊へ引き上げ、救助の現場活動においてさらなる強化をしています。

(2) 消防団施設・車両等の復旧・再編整備

① 消防ポンプ置場復旧整備事業

被災し流失した消防団ポンプ置場 74 棟のうち、被災地域の消防団組織の再編を行い、統合も含めて49カ所を復旧整備しました。



船越班ポンプ置場



大原班ポンプ置場

❖ 整備実績

年度	棟数	班名
2013(H25)	1	谷地班(河北)
2014(H26)	1	佐須班(石巻)
2015(H27)	16	井内東西班ほか4棟(石巻)、味噌作班ほか3棟(雄勝)、釜谷崎班ほか3棟(北上)、前網班ほか2棟(牡鹿)
2016(H28)	15	折浜班ほか5棟(石巻)、にっこり班ほか2棟(北上)、大原班ほか6棟(牡鹿)
2017(H29)	13	小竹班ほか4棟(石巻)、二子班(河北)、船戸班ほか6棟(雄勝)、鮎川班ほか1棟(牡鹿)
2018(H30)	1	船越班(雄勝)

▶ 事業を振り返って

被災した消防団ポンプ置場を復旧したことにより、当該地区の消防施設の回復と消防力の充実強化が図られ、地域住民が安全で安心して生活できる環境が確保されました。

② 非常備消防車両整備事業

被災した消防団車両を組織再編に併せて、31 台(移籍を除く)復旧整備しました。

❖ 整備実績

年度	台数	班名
2014(H26)	8	万石班ほか3台(石巻)、谷地班(河北)、月浜班(北上)、寄磯班ほか1台(牡鹿)
2015(H27)	11	鹿妻班ほか2台(石巻)、明神班(雄勝)、釜谷崎班ほか3台(北上)、谷川班ほか2台(牡鹿)
2016(H28)	6	中里班ほか3台(石巻)、相川班(北上)、鮎川班(牡鹿)
2017(H29)	6	小竹班ほか3台(石巻)、二子班ほか1台(河北)

▶ 事業を振り返って

非常備消防車両を復旧整備したことにより、消防設備の回復と消防力の充実強化が図られ、地域住民が安全で安心して生活できる環境が確保されました。

第5節 生活環境の整備

1. 災害廃棄物の処理

本市の災害廃棄物の推計発生量は他の被災自治体と比べて極めて多く、市民生活および産業・経済を再建していく上で、迅速かつ適切に処理することが喫緊の課題でありました。早期復旧を図るため、一時仮置場の適切な管理・運営に努めたほか、被災した建造物の解体・撤去についても安全性の確保や社会生活の回復の観点から、早急に対応しました。なお、廃棄物の処理については、再資源化を推進しながら、その有効活用を図りました。

(1) 災害廃棄物の適切な処理

①災害廃棄物処理事業

本震災により発生した災害廃棄物の処理を行い、早期復旧を図りました。

- 災害廃棄物推計発生量 629 万 t（津波堆積物を含む）
- 災害廃棄物処理量 428 万 t
- 災害廃棄物処理事業費 1,950 億円（2010（平成 22）～2013（平成 25）年度）
- 災害廃棄物処理方法

災害廃棄物の処理は本来市町村が実施するものですが、津波による甚大な被害を受け、全ての災害廃棄物を本市で処理することが困難であったため、処理の一部を宮城県に委託して実施しました。

- ・石巻市 被災現場（解体家屋を含む）から一次仮置場への災害廃棄物の収集運搬、一次仮置場での処理（破碎、選別）
- ・宮城県 一次仮置場から二次仮置場への運搬、二次仮置場以降での処理（分別、破碎、焼却処理、最終処分）

●事業内容

(a) 災害廃棄物処理業務（災害廃棄物収集運搬業務）

道路上、公共施設内、住宅・事業所などの敷地内などに散在する災害廃棄物の収集運搬を行いました。

❖年度別発注件数

年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	計
発注件数	908	528	15	1,451

(b) 倒壊家屋・事業所等解体撤去業務

被害の程度が「半壊」以上の判定があった一般家屋・事業所などの解体を行いました。

❖一般家屋・事業所などの年度別解体件数

年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	計
解体件数	9,264	2,376	1,547	13,187

(c) 一次仮置場管理運営業務

災害廃棄物の集積場所として設置した一次仮置場の管理および運営に関する業務を行いました。

- ・一次仮置場設置数 26 カ所、面積 100.9ha

(d) 被災車両収集運搬業務

津波などにより被災した車両の収集運搬を行いました。

❖被災車両の収集運搬台数

年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	計
収集運搬台数(台)	16,989	571	122	17,682※1

※1 17,682台のうち売却台数9,083台、引渡台数8,599台

(e) 被災車両一時保管等管理業務

集積した被災車両および一時保管場所の管理ならびに運営に関する業務を行いました。

- ・被災車両仮置場設置数 15カ所、面積 22.9ha

(f) 災害廃棄物破碎・選別処理業務

沿岸部各総合支所管轄の一時仮置場にある災害廃棄物の破碎選別を行いました。

❖破碎選別処理業務の概要(沿岸部支所管内における中間処理)

年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	計
雄勝地区(t)	4,336	57,246	47,018	108,600
牡鹿地区(t)	229	61,542	46,828	108,599

(g) 二次処理業務(県委託事業)

一時仮置場に集積した災害廃棄物を破碎・選別し、リサイクル、焼却、埋立などの最終処分を行いました。一部の災害廃棄物は、県外の東京都、福岡県北九州市など6自治体に依頼し広域処理を行いました。

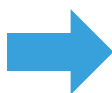
❖成果

年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	計
処理済量(t)	53.7万	168.6万	205.3万	427.6万※2
処理率(%)	12.56	51.99	100.00	—

※2 427.6万tのうちリサイクル量363.9万t(リサイクル率85.10%)



山のように積み上がった川口町のがれき置場



処理が完了し更地となった

▶事業を振り返って

業務量に対し職員数が不足しており、職員の専門分野も通常業務と異なり、業務の発注・遂行の遅延の一因となったため、災害時の災害廃棄物担当職員の補充方策、民間活用方法を庁内および関係機関(国、県、他自治体、民間企業など)と共に検討し、災害協定などを締結しておく必要があります。

また、広域処理により災害廃棄物処理の進捗が図られ、復旧・復興の一助となりましたが、他の地域で大規模災害が発生した場合を想定し、広域処理の支援を含めた災害廃棄物処理を検討する必要があります。

災害廃棄物の処理には、発災直後、がれき収集段階、処理段階、仮置場閉鎖段階などの各段階に分かれました。各段階において災害廃棄物量、業務体制、委託方法などの見直しを行い、各段階にあった体制づくりが必要です。

2. 震災に係る犠牲者の哀悼施設の整備

本震災で亡くなられた方に多くの身元不明者が出ており、また、遺骨を引き取れない遺族も多く、なることが想定されたことから、遺骨を安置する納骨堂を整備するとともに、身元不明者の特定に資する遺留品を保管する場所を整備しました。

また、本震災による新たな墓地需要に対応するため新墓地建設を推進しました。

(1) 震災に係る納骨堂、遺留品保管施設及び新墓地整備

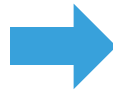
①仮埋葬地復旧事業

本震災による死亡者の仮埋葬地として使用したグラウンド施設を現状復旧しました。

- ・仮埋葬場所 北鰐山墓地、門脇元明神墓地、沢田墓地、河北三輪田寄藤墓地、雄勝峠崎墓地、北上上ノ山墓地、牡鹿清崎墓地
- ・仮埋葬期間 2011(平成23)年3月20日～2011(平成23)年8月17日
- ・復旧工事期間 元明神墓地：2012(平成24)年2月29日～2012(平成24)年8月22日



元明神墓地として仮埋葬地となった上釜ふれあい広場



現在は以前と同じような広場へと復旧し地元町内会の運動会などが行われている

▶事業を振り返って

仮埋葬選定地の従前機能を復旧することができました。

②納骨堂整備事業・遺留品保管施設整備事業

本震災による犠牲者のうち、身元不明のご遺体の火葬、遺骨と遺留品の保管を行う、仮遺骨遺品保管所の運営と震災犠牲者の遺骨を納骨するための納骨堂を整備しました。

- ・仮埋葬場所 2011(平成23)年4月～6月：旧石巻青果市場
2011(平成23)年7月～11月：上釜ふれあい広場
2011(平成23)年12月～2016(平成28)年3月：遺骨管理所
2016(平成28)年4月～：石巻第二霊園納骨堂

▶事業を振り返って

震災身元不明者の遺骨、遺留品を問題なく保管することができました。

③新墓地建設事業

本震災により多くの犠牲者が出たことや、津波で多くの墓地が流出したため、本震災による犠牲者などの遺骨を埋葬する墓地と納骨堂を整備しました。

- 事業箇所 石巻市南境字大衡山ほか(3筆)
- 事業期間 2012(平成24)年度～2015(平成27)年度(4年間)
- 造成面積 39,358㎡
- 施設概要 墓所数：2,080基(一般墓所1,717基、個別集合墓所363基)
納骨堂：1棟(25㎡、震災身元不明者遺骨遺留品収蔵)
その他：水洗トイレ2カ所、駐車場136台

▶事業を振り返って

被災後の高まる墓地需要に対応することができました。

3. 公共交通の復旧

復興事業の進展に伴う住居形態や人口推移の変化、JR仙石線・石巻線の全線復旧、新市立病院建設を中心とした石巻駅周辺の整備など、公共交通を取り巻く環境は大幅な変化が見込まれることから、地域住民の移動手段確保や利便性の向上を図るとともに、復旧・復興の加速化に資するため2006(平成18)年度に策定した「石巻市総合交通計画」を見直しました。

離島航路については、運航船舶には被害がなかったものの、各港が大きく被災したことから、関係機関と協議を進め、島と本土をつなぐ離島航路運航の早期正常化と利用者の安全安心の確保を行いました。

(1) JR仙石線・JR石巻線・JR気仙沼線の早期全線復旧

①仙石線東北本線接続線整備事業

復興支援の一環である仙石線東北本線接続線整備事業を実施する東日本旅客鉄道(株)に対し、接続線整備の円滑化を図るため事業費の一部を補助し、2015(平成27)年5月30日から仙石東北ラインが運行開始しました。

- ・区 間 東北本線松島駅～仙石線高城町駅間(0.3 km)
- ・補助金実績 2014(平成26)年度：27,730,000 円
2015(平成27)年度：34,482,000 円
- ・費用負担割合 JR 東日本 800/1200、宮城県 200/1200、仙台市 100/1200、
石巻市 59/1200、東松島市 41/1200

【鉄道の復旧経過】

- ・仙石線 2011(平成23)年3月11日全線不通、同年3月28日あおば通～小鶴新田運転再開、同年4月7日余震により再び全線不通、同年4月15日あおば通～小鶴新田運転再開、同年4月19日小鶴新田～東塩釜運転再開、同年5月28日東塩釜～高城町運転再開、同年7月16日矢本～石巻運転再開、2012(平成24)年3月17日陸前小野～矢本運転再開、2015(平成27)年5月30日高城町～陸前小野運転再開により全線運転再開。陸前大塚～陸前小野は、500m程度山側に移設し復旧。
- ・石巻線 2011(平成23)年3月11日全線不通、同年4月17日小牛田～前谷地運転再開、同年5月19日前谷地～石巻運転再開、2012(平成24)年3月17日石巻～渡波運転再開、2013(平成25)年3月16日渡波～浦宿運転再開、2015(平成27)年3月21日浦宿～女川運転再開により全線運転再開。
- ・気仙沼線 2011(平成23)年3月11日全線不通、同年4月29日前谷地～柳津運転再開、2012(平成24)年8月20日より柳津～気仙沼間でBRTの暫定運行を開始、同年12月22日から本格運行を開始、2015(平成27)年6月27日より気仙沼線BRTの一部の便の前谷地まで延長運行が開始。その後、柳津～気仙沼間について2020(令和2)年4月1日に鉄路としては廃線となった。

▶事業を振り返って

仙石線と東北本線の接続線を整備することにより、仙台～石巻間の所要時間が10分程度短縮され、市民の通勤・通学などの利便性が向上するのはもちろんのこと、観光客などの交流人口拡大も期待できます。

なお、2016（平成28）年8月6日より、仙石東北ラインが女川まで延伸運行を開始しましたが、本市と女川町で、信号機連動装置改修分として11,359千円ずつ負担し、総事業費約140,000千円のうち、残りはJR東日本が負担しました。

（2）バス路線の再構築

①総合交通戦略策定事業

各種復興事業などの進展に伴う変化に対応するとともに、市民の移動手段を適切に確保すること、また、復旧・復興の加速化に資することなどを目的として、2016（平成28）年3月に総合交通戦略を策定しました。

- ・基本理念 元気の「まち」・「ひと」を支える地域公共交通
～交通の視点から復興を支援し、コンパクト+ネットワークを実現～
- ・基本方針 基本方針1：各地域に安心して住み続けられるために、日常生活等を支える「使える」交通手段を確保する
基本方針2：復興まちづくりと連動した「多極ネットワーク型コンパクトシティ※1」形成に貢献する
基本方針3：地域内外の交流・観光利用を促進し、地域と住民を元気にする
基本方針4：多様な主体の連携と協働により、将来に渡り継続できる地域公共交通を構築する

※1 多極ネットワーク型コンパクトシティとは、各地域（総合支所単位など）の生活を支える「生活拠点」と中心市街地などの「中心拠点」を形成し、両拠点を公共交通で有機的にネットワークすることで、持続可能かつ暮らしやすい都市を形成していくこと。

▶事業を振り返って

総合交通戦略に基づく路線再編（第一次、第二次）を行ったことから、路線バスへの需要集約効果がありました。また、バスマップの作製、路線バスへのICカードの導入を行ったことで、公共交通利用者の利便性が図られたほか、離島航路についても新造船を2隻導入し、高速化を図りました。

なお、2018（平成30）年度までは路線再編などによる利用者の増加がありましたが、2019（令和元）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は減少傾向にあります。

2020（令和2）年11月には、同感染症の影響や近年の情勢を考慮し、公共交通に係る法律が大きく改正されたほか、本市においても震災復興期間が終了したことなどを踏まえ、新たな地域公共交通計画として、2021（令和3）年度末に「石巻市総合交通計画」を策定しました。

（3）離島航路の整備

①離島航路発着所関連整備事業

田代島、網地島の待合所の整備を行いました。

- ・整備費 仁斗田港待合所（約36㎡）：8,748,000円
網地港待合所（約24㎡）：8,338,209円
長渡港待合所（約35㎡）：24,166,324円

▶事業を振り返って

各島内に待合所を整備したことで、離島航路の待合環境が向上しました。

②離島航路発着所整備事業

被災した離島航路発着所の背後地（駐車場など）の復旧整備を実施しました。

- ・整備費 石巻港内港地区背後地整備：7,088,550 円

▶事業を振り返って

被災後、早急に復旧工事を実施したことで、いち早く区画内の安全性を確保することができました。

③離島航路駐車場整備事業

離島航路利用者の安全性確保と利用拡大を図るため、門脇発着場に駐車場を整備しました。

- ・整備費 161,456,820 円

▶事業を振り返って

観光客や島民などの離島航路利用者の利用拡大と利便性の向上が図られました。

④新造船導入事業

離島航路を運航する既存船舶の老朽化が著しく、利用者のバリアフリー化および高速化に対応するため、新造船を 2 隻導入しました。

- ・建造費 マーメイドⅡ：約 5.3 億円

シーキャット：約 5.4 億円

- ・1 日当たりの運航回数 旧船：マーメイド 2 回

ブルーライナー 6 回

新船：マーメイドⅡ 4 回

シーキャット 10 回

▶事業を振り返って

新造船を導入したことで船の高速化が図られ、1日当たりの運航回数が増加し、離島航路利用者は 2019(令和元)年度で過去最高となる10万4千人を記録しました。

2020(令和2)年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光客数の大幅な減少に伴い、2020(令和2)年度は6万4千人、2021(令和3)年度は5万7千人と、輸送人員の減少もありましたが、2022(令和4)年度は6万7千人と回復傾向にあることから、今後は観光誘致や離島活性化策などを実施することで利用者の回復を促進させます。



マーメイドⅡ



シーキャット